

特227
A35



0057275000

0057275-000

特227-835

帝国及列国の陸軍

陸軍省・編纂

借行社編纂部

昭和8年版

昭和8

AJF

特 27

835

陸軍省編纂

昭和八年版

帝國及列國の陸軍

402

特227
835



帝國及列國の陸軍



帝國及列國の陸軍

帝國及列國の陸軍

目次

緒言	一頁
第一篇 陸軍軍備の趨勢	三
第一章 國防上列國の立場と其陸軍々備	三
第二章 陸軍裝備の趨勢	五
第三章 國防上に於ける國家總動員の必要	一
第四章 軍隊教育の複雑化と在營年限問題	四
第五章 國際軍縮會議	六
第二篇 帝國陸軍概観	一
第一章 序論	一
第二章 帝國の國防方針	一

二

第三章 兵役……………二六

第四章 平時兵力……………二九

第五章 航空……………三一

 第一節 兵力及航空器材……………三一

 第二節 防空……………三三

 第三節 民用航空……………三五

第六章 時局兵備改善案に就て……………三六

第七章 陸軍豫算……………三九

第三篇 列國陸軍概観……………四九

第一章 國防要領と陸軍兵力……………四九

 第一節 蘇聯邦……………四九

 一 國防の特異性……………四九

 二 兵役制度……………五一

 三 平時兵力及編制、裝備……………五五

 第二節 滿洲國……………五七

 第三節 中華民國……………五八

 第四節 北米合衆國……………五九

 一 國防要領……………五九

 二 兵役制度……………六〇

 三 兵力及編制……………六四

 第五節 英國……………六六

 一 國防要領……………六六

 二 兵役制度……………六八

 三 兵力及編制……………七一

 第六節 佛國……………七三

 一 國防要領……………七三

 二 兵役制度……………七五

 三 兵力及編制……………八〇

三

四

第七節 獨 國……………八一

一 國防要領……………八一

二 兵役制度……………八五

三 兵力及編制……………八五

第八節 伊 國……………八八

一 國防要領……………八八

二 兵役制度……………八九

三 兵力及編制……………九〇

第二章 航 空……………九三

第一節 概 說……………九三

第二節 蘇聯邦……………九六

一 空軍の兵力及編制……………九六

二 民用航空……………九七

第三節 中華民國……………一〇〇

一 空軍の狀況……………一〇〇

二 民用航空……………一〇一

第四節 北米合衆國……………一〇二

一 航空兵力……………一〇三

二 民用航空……………一〇五

第五節 英 國……………一〇六

一 空軍兵力……………一〇八

二 民用航空……………一〇九

第六節 佛 國……………一一一

一 空軍陸上部隊の兵力及編制……………一二二

二 民用航空……………一一四

第七節 獨 國……………一一五

第八節 伊 國……………一一九

一 空軍兵力……………一二九

五

二 民用航空.....	一一〇
第三章 化學戰準備施設.....	一一一
第一節 概 說.....	一一一
第二節 蘇聯邦.....	一二三
第三節 北米合衆國.....	一二六
第四節 英 國.....	一二九
第五節 佛 國.....	一三一
第六節 獨 國.....	一三二
第七節 伊 國.....	一三二
第四章 陸軍豫算.....	一三三
第一節 概 說.....	一三三
第二節 蘇聯邦.....	一三四
第三節 北米合衆國.....	一三五
第四節 英 國.....	一三六

第五節 佛 國.....	一三七
第六節 獨 國.....	一三八
第七節 伊 國.....	一三九
附表	
其一 列國陸軍軍備一覽	
其二 列國新兵器整備一覽	

昭和八年版 帝國及列國の陸軍

緒言

戦争は國家の存亡を決するの大事であるから、好んで之を行ふべきでないことは勿論である。故に方今文明諸國は皆外交手段に依りて國際間の和親を圖り、時々發生する紛議を未然に防ぎ、若くは之を平和の裡に解決し、以て其國利民福を増進し、人類共同の理想たる恒久の平和を實現せんことに努めてゐる。彼の國際聯盟は、不戰條約に、軍縮會議に、平和の保障と軍備の縮少とが論議せられて止まないのは之が實證であるが、實質的には未だ軍備の廢減を實行し得るに至らない。即ち各國は軍備縮少に對して絶大の關心と熱意を有し乍らも、一面に於て縮少後に於ける列國との對比關係を良好ならしめ、自國軍備の優越を計らんとするの考案を放棄し得ないので、一國として——他より何等の脅威を受けざる大國と雖——自ら進んで他國以下に縮少せんとするの雅量を示さず、却つて自國の主張を固執して下らないので、效果的な妥協點に達し得ざるの實情にある。従つて各國共獨自の立場に於て、四隣の情勢に鑑み、常設軍備の保持、充實を圖り、更に國民的國防力の擴大強化に精進してゐる。

即ち平和政策の實行に國防の充實は別箇のものであり、又國防の爲國力の充實に常備軍の完備は二つながら重要事なるを雄辯して居る。要するに世界の現實に徴し、列國が平和を希望し、軍縮への念願切なるものが有つても、戦争勃發の原因なるものが未だ消滅しない所に軍備問題の癢がある。而して此國際的現状の裡に在りて、我が陸軍は即ち皇軍として、皇國の使命擁護を以て其任とし、極東平和確立の楔たるべきものであり、至崇至高の本質を有して居る。而して其兵力、編制、裝備等は、軍の使命に基き、隣邦の情勢に鑑みて定められてゐる。

翻つて最近の大戦の示す所に依れば、將來戦の型容は舉國戦の色彩を益、濃厚ならしめて來た。従つて同胞が軍の使命に其本質内容に通曉し、平戦兩時を通じて軍民一體の實を擧げ、爲し得る限の準備を整へあることは、國防の目的を達するの根源をなすものである。若し本書にして軍事に對する同胞の關心に貢獻するの一助ともならば、幸甚之に過ぐるものはない。

本書は第一篇に於て陸軍々備一般の趨勢を明かにし、第二、三篇に於て帝國及列國陸軍々備の現状を述べるこゝに、したが、諸種の事情により列國軍に關する記述は主要なる諸國に制限した。

第一篇 陸軍軍備の趨勢

第一章 國防上列國の立場と其陸軍々備

各國の整備すべき兵力量、編制、裝備、用兵の要領等は、主として其國防上の要求によりて決定せらるべきものである。凡そ國家には夫々獨自の國策があり、又國土構成の状態によりて其防衛に難易を生じ、財政、經濟、資源等の状態により、兵力の維持、管理に大なる關係を生ずるものであるから、各國共兵力量等の決定には以上の如き自主的諸元が影響を及すは勿論、關係列國の情勢は相對的要素として之が決定に重大なる役割を演じてゐる。

例へば佛國は接壤國たる獨逸に對する爲、最も迅速なる作戦の遂行を必要とする關係上、精銳にして強大なる常備軍を有し、且至短期間の動員完結を企圖してゐる。英國は從來は其地理的關係に優勢なる海軍力に信頼し得る關係上、佛國の如く迅速なる動員を必要としなかつたが、近時に至つて國際情勢の變化、航空機の發達等の爲、從來の如く國防軍の主力を海軍とし、之に依りて其國土を防衛するこゝは困難になつたので、遂に古來よりの傳統的方針を放棄するの已むなきに至り、速戦即決主義を採ら

んミしてゐるが、未だ佛國の如き迅速動員の施設にはなつて居らない。又米國の如きは比隣に強國を有せず、且優勢なる海軍を保有してゐるので、陸軍の動員は緩慢であつて差支なく、尙國內資源豊富にして工業發達し、國富尠大であるから、戦時に方り一舉に多量の軍用資材を製造整備し得る等の可能性を有する等、他の到底企及し得ざる國防上の好條件を有するので、陸軍にしても平時より大兵力を保持するの必要がない、依つて平時は目下約十三萬二千の正規軍ミ、約十八萬七千の護國軍ミを保持するに止め、戦時に當りては開戦後十箇月間に悠々ミして實に四百五十萬の大軍を編成したる後、攻勢作戰を敢行するこゝを企圖してゐる。次に蘇聯邦は、革命後「世界革命の武裝支隊」たる赤軍の建設に努め、今や百三十萬に餘る常備軍を保有し、「蘇聯邦の防衛に當らしむるミ共に、全世界に於ける被壓迫勤勞民の自由解放に對する争闘を支援すべき」任務を與へてゐる。斯くの如く各國の陸軍々々備は各、其國の立場に依り、之に適應する如く定められて居るのである。

我が國の陸軍々備も亦我が國獨特の立場に應ずる如く定められて居るのは勿論である。我が國は資源乏しく、之が補充は國外殊に東亞大陸に仰がねばならぬ關係上、有事に際しては戦争遂行の爲にも、國民生活を保障する爲にも、大陸の一角を確保せねばならぬ。且又我が國は工業力未だ十分ならずして、戦時に方り一舉に大量の軍用資材を製造し、之に依て大軍を編成するが如きこゝは困難であり、

且資源其他の關係上長期持久の作戰は我が最も不利ミする所であるから、萬般の手段を盡して戦争の終局を速かならしめ、已を得ざる場合に於ても爾後の長期戦に備ふる爲、敵に先んじて戦局の大勢、戦争の死命を制すべき要所、要點を占領し、爾後の作戰を有利に指導するの準備が必要である。是我が國が、所謂速戰即決の要求に應ずる基礎的常備軍を保有し置くの必要ある所以である。

第二章 陸軍裝備の趨勢

人智の進歩、科學の發達に伴ひ、戦闘の方式は所謂肉彈的戰法から機械的戰法に變り、科學の力を利用して、文明の利器を活用して勝を制する工夫を凝すに至つた。殊に世界大戰に於ては參加列國各、其國運を賭して戦つた關係上、必然的に兵器の長足の進歩を促した。即ち莫大の國費を投じて新戦用資材、特に新兵器の考案、研究、製造に全力を盡したる結果、航空機、戰車、化學戰に伴ふ各種資材、長射程砲等の現出を見、又在來の火炮、銃器、通信器材その他、あらゆる戦用資材が劃期的進歩發達を遂げた。而して此趨勢は大戦後に於ても益、顯著ミなり、劣等裝備の軍隊は戦場の優勝者たるを得ざるこゝ明なるに鑑み、各國陸軍に於ては、競うて新兵器の研究ミ裝備の改善ミに努力してゐる。今近代の裝備の内容を分類して見るこゝ。

- 一 火力裝備
 - 二 機械化裝備
 - 三 空軍裝備及防空裝備
 - 四 化學戰裝備
- の四種に大別される。

一 火力裝備

火力裝備は輕、重機關銃、各種歩兵砲、擲彈筒、火砲特に重砲等、各種の威力大なる火器を増加して、小は分、小隊より、大は師團、軍團に至る迄、火力を最大に發揮し得る如く裝備することである。而して列強は世界大戰に於て多大の犠牲を拂つて之が充實に努力した結果、何れも優秀なる裝備を有してゐるが、戦後に於ても續いて之が充實、改善に努力してゐる。

二 機械化裝備

大戰間火力裝備の發達、陣地の鞏強化に伴ひ、各國は装甲により火力の損害を軽減し、内燃機關の利用により軍の機動性を増大せんとし、機械化裝備に著意するに至つた。即ち機械化裝備は戰車、装甲自動車、自動車砲兵、牽引自動車等を在來の部隊に配屬して其活動性を増し、或は更

に進んで以上述べたやうな装甲移動兵器及特種自動車のみを以て編成したる、所謂機械化兵團なる特種の部隊を創設するを謂ふのであつて、英、米及蘇聯邦等最も之に力を用ひ、既に各種の實驗を終り、蘇聯邦は既に著々之が編成を實施し、英國も近く編制の改革を見んとする趨勢に在る。

三 空軍裝備及防空裝備

世界大戰を契機として航空機が飛躍的發達を遂げ、其威力の偉大なるを認められし結果、戦後列國は競うて之が發達を圖り、其數及威力を増加して、空中勢力の充實を圖り、以て制空權の獲得に努力を拂ひ、一方防空の裝備に注意してゐる。而して將來戰に於ては、航空機は獨り戰場に於て其威力を發揮するのみならず、開戦と同時に戰場の後方遠大なる距離に互り、又更に敵國領土に對し活動すべきものであるから、完全なる防空の施設を整備するに共に、國民が航空並防空に關して十分の知識を有し、敵の空襲に對して訓練せられあることは、國防上必須の條件となつたのである。

四 化學戰裝備

化學戰裝備は毒瓦斯の研究、攻撃及防禦に關する諸施設を謂ふのである。毒瓦斯に就ては一八九九年の海牙條約に於て、之が使用を禁止せられたるに拘らず、世界大戰に於て、對手國が使用

したこの口實の下に、参戦各國悉く之を使用したるは周知の如くである。而かも戦後一九二二年の華府會議に於て、再び海牙條約を尊重すべきことを協定したが、各國は敵が使用したる場合の對抗手段なりとして、依然として年々多額の經費を支出し、毒瓦斯の研究、毒瓦斯戦法の演練等を実施しつゝ、あるは覆ふべからざる事實であつて、殊に蘇聯邦は既に攻撃用部隊を編成してゐる。

以上の如く、列國陸軍の裝備は、世界大戦への参加に依り、劃時代的進歩を遂げしのみならず、戦後益々之が改善、充實に努力しつゝ、ありて、其裝備の發達は實に驚嘆に値するものがある。特に將來戦に於て、戦局を左右するものは、空中勢力及化學戦裝備なりとするの趨向に在るは注意すべきことである。翻つて我が陸軍は、歐洲戦場の渦中に投ずるを免れたが、其代り軍の編制、裝備は依然舊態のまま、經過し、新兵器の裝備に於て戦後列國陸軍に比し、其實に於てはた量に於て著しき遜色あるに至つたことは、蓋し當然の成行を謂へ甚遺憾なことであつた。前述の如き趨勢に鑑み、且は財政窮乏の情態をも考慮して屢次の軍備整理を行ひ、銳意裝備の改善に努力し、不十分ながら逐次其面目を改めつゝ、あつたが、滿洲事變後の一般情勢は、軍の裝備をして到底現状に満足するを許さざるに至つた。今各國野戰師團裝備の概況並主要なる新兵器の数を比較すれば左表の如くである。

列國陸軍野戰師團裝備比較表

區分	日本軍師團	蘇聯邦軍師團	米軍師團	英軍師團	佛軍師團
輕機關銃	約 三〇〇	(騎兵共) 一六八	自動小銃約 一、〇〇〇	(騎兵共) 三二八	三二四
重機關銃	約 五〇	一六二	高射約 二五〇 約 一〇〇〇	(騎兵共) 二〇四 (對戰重機關銃騎兵共) 二八 五二	一四四
平射步兵砲	約 一〇	九	四二	?	九
曲射步兵砲	約 一五	九	三二	?	一八
野砲	約 三五	內聯隊砲 一八 三六	四八	輕榴彈砲 五四 一二	最小限 二四
野戰重砲	約 一	一二	二四	一八	一六
飛行機	一	一	一三	一	一
輕戰車	一	一	二四	一	一

備 一、師團内の歩兵聯隊數は日本軍及米軍に在りては四、蘇聯邦軍及佛軍に在りては三であつて、英軍師團に在りては其歩兵は聯隊に區分することなく、三旅團、一二大隊である。従て主要兵器の歩兵一中隊當りの比率は、蘇軍、佛軍にありては右表に記載せし日本軍のものに比し著しく

優越なるものである。例へば日本軍は中隊當り輕機約六、重機約一、火砲〇・七であるが、蘇軍は輕機六、重機六、火砲一・八の比率を示してゐる。

二、本表の外各國軍共に師團の外に強大なる重砲、機械化兵團、化學戰部隊、航空部隊を有する。とは確實であるが、それ等の師團に對する割當數は不詳である。

三、右表に記載せる蘇聯邦軍は平時編制である。尙蘇聯邦では機械化部隊を師團内に有するものがある。

列國主要兵器數比較表

國名	飛行機	高射砲	戰車	裝甲自動車
日本	外に直接補填用約六〇〇〇機	約六〇門	約六〇輛	若干
蘇聯邦	約二、二〇〇機 (外に約一割の海軍機あり)	不詳	約一、五〇〇輛	多數
米國	約一、八〇〇機	約二〇〇門	約五〇〇輛	約二〇〇輛
英國	約一、五〇〇機	正規軍 四八門 其他不詳	約二二〇輛	約二〇〇輛
佛國	約三、〇〇〇機	約一六〇門	約一、五〇〇輛	多數

伊國	約一、五〇〇機	約一四〇門	約一二〇輛	約五〇輛
備考	<p>一、日、米は、陸軍飛行機を、英、伊は空軍省飛行機を、佛は航空省飛行機を示す。</p> <p>二、本表の外英國に於ては歩、騎兵用輕戰車數百輛を、佛國に於ては多數の豫備戰車を有す。</p>			

第三章 國防上に於ける國家總動員の必要

國家總動員とは有事に際し、國家全體が平時の態勢より戰時の態勢に移り、國家の利用し得る人的、物的、有形、無形一切の資源を擧げて之を統制按配し、軍事の要求を完全に充すと共に、國家の生存、國民の生活を確保する等、國家の全能力を戰爭遂行の爲最も都合よき状態に移し、其能力を合理的經濟的に運用する業務を指すのである。

往年の日清、日露等の諸戰役に於ては、日本は勿論國力を賭して戰つたのであるが、其主體は依然野戰軍に存し、國民全部が直接戰爭遂行の爲結合せらるる謂ふ迄に至らぬ内に、戰爭の終局を見たのである。

然るに世界大戦は其規模宏大に、其期間も長く、眞に國力戦の實を呈したる爲、戦局の發展に伴ひ、各國は先づ戦用資材及工業を統制し、漸次其範圍を擴大して食糧物資の按配統制に及ぼし、遂に全産業は國家の一貫せる意思の下に活動するに至り、水陸の交通も亦大部分政府司掌の下に運営せられ、國民の配置、職業分配の如き、亦戦争遂行に最も有效なる如く規正せられ、進んでは強制勞役の制を布くものあるに至り、財政、金融、教育等凡て戦時の要求に應じて其態様を變じ、工藝、化學の如きに至りても、齊しく戦争に最大の寄與をなす如く統制せられ、内外に對する情報並宣傳勤務亦一手に統一實行せらるゝに至つたので、之に應じて國家諸機關の機構も逐次改變せられ、以て一切の平時組織並機能の態様を戦時に適する如く變へたのである。

而して此等の諸施設は戦前の準備を缺いた爲、必要に迫られつゝ、逐次應急彌縫的に行はれ、不順序、不徹底の點も尠からず、又無益の失費も多かつたのであるが、將來戦に於ては、以上世界大戦の實績に稽へ、平時より豫め國家總動員に關して準備計畫し、開戦當初より一貫せる意思の下に之を統一的に整然に實施し、以て彼此施設の先後扞格を避け、力の重複、分散を警め、最も迅速且圓滿に、而も最も經濟的に最大の競争力を發揮せねばならぬと謂ふのが、大戦後世界の定説となり、列國は各、國家總動員準備機關を設置して、銳意總動員の準備を爲しつゝ、ある現況である。

我が國に於ても、昭和二年本事業の統轄事務機關及諮詢機關として、夫々資源局及資源審議會の設置を見、爾來資源局は陸、海軍其他の關係各廳に協力して、總動員計畫の具體化に向つて努力するは勿論、或は資源調査に關する根本的法令を制定して計畫立案の基礎確立を圖り、或は總動員演習を實施し、或は總動員現地會議を開催する等、著々國家總動員準備の完成に向つて進みつゝ、ある、將來益、官民一致の協力に依て本準備施設の大成を圖り、近代國防の完備に向つて堅實なる歩を進めねばならぬ。

但茲に一言を要するは世上往々國家總動員、國民的國防の名目に眩惑せられて、第一線たるべき軍隊の力を輕視せんとするの傾が無いでもない。如斯は本末顛倒の甚しきものであつて、國家總動員準備は飽迄軍の戰鬥力を維持増進することを以て生命とし、決して軍の力に置換せらるべき性質のものではないのである。蓋し將來戦の型容は眞の國力戦ではあるが、其交戦手段は依然として武力の角逐、即ち野戦軍の戰鬥にあることは萬古不易の鐵則であり、又我が國の國家總動員は此等第一線たるべき軍隊の力を以て擁護せられて、始めて完成するものであるからである。

抑、國家總動員の主とする所は、畢竟するに直接戰鬥に従事する軍隊をして十分其能力を發揮せしむるに在るのであつて、戦場の勝敗が戦争目的達成の能否を左右することは昔も今も同一である、唯近代

戦過過去の戦争と相異なるは、昔は戦争の事は専ら軍隊に一任し、國民は單に之を後援する程度を以て足れりとしたるも、今後は軍部以外の國家諸機關並全國民と軍隊との關係が益々密接不可分のものとなり、此等の有ゆる力を舉げて軍の目的達成に傾注するにあらざれば、軍隊は戰場に於て十分なる活動を爲すこと能はざるに至つた點に在る、是れ列國が強大なる軍備を保有すること共に國家總動員施設の完備に努力しつゝある所以である。

第四章 軍隊教育の複雑化と在營年限問題

近時軍事科學の進歩に伴ひ、各種の兵器、戰闘資材は殆ど之と並行して發達し、従つて之を使用する兵員の教育は、日一日と複雑困難になつて來た。即ち最も單一であると稱せらるゝ歩兵の如きも、從來單に小銃と銃剣とを以て裝備せられてゐたが、今日に於ては既に輕、重機關銃、平射、曲射兩歩兵砲、手榴彈、擲彈筒を加へ、通信には手旗、有線電話の外、鳩、無線電信、回光通信を用ひ、其他飛行機や戰車を使用し若は之に對する戰闘、毒瓦斯の防護、煙の使用等に至る迄、皆新に歩兵に課せられたる戰闘任務であつて、又一般に戰法の革新に伴ひ、兵卒各個に極度の獨斷と戰闘能力とを要求するに至つたことは到底昔日の比でない。歩兵に於て既に然り、其他の兵種就中技術兵種も見るべき

戰車、砲、工、鐵道、電信、飛行、氣球等の諸兵に至つては尙更であつて、此に多くを言はずとも想像し得る所である。

此の如く兵員の教育が益々複雑困難となりつゝあるに對し、他方國民の負擔を輕減し、生産の増加を圖る等の見地より、各國共に在營年限の短縮を要望するの傾向に在る、而して此問題は直に軍の戰闘能力に影響を及す重大問題なるが故に、輕々に之を處斷し得ざるのみならず、軍の戰闘能力を低下せしめずして在營年限を短縮する爲には、之に伴ふ各種の新施設を必要とし、其所要經費は却て増加を來すことなるので、此相異なる要求の調和に就ては從來各國共に多大の苦心を拂ひ、従つて在營年限の増減と之に伴ふ諸施設とは、共に幾多の紆餘曲折を経て今日に及んで居る。列國中徵兵制度の國は佛、伊、蘇聯邦等であつて、此等諸國の在營年限問題の經緯に就ては各章節に於て詳述し、茲には之を省略するが、佛國が一九二八年より愈々一年在營制を實施するに至つた動機及之が實施に伴ふ新施設並經費の莫大なる増加、伊國が世界大戰後一度在營八箇月を企圖して失敗し、爾後逐次在營年限を延長して遂に現制（一年半在營制）に至りたる經緯、蘇聯邦が其陸軍の主力たる正規兵に於て在營年限二年制を採用しある事實等は、我が國の在營年限問題を研究するに方り、大に參考するに足るのである。

第五章 國際軍縮會議

國際聯盟成立後其生命を盡して凡有努力を盡して之が實現を期し、一九二五年には軍備縮少準備委員會を作り、先づ軍縮の爲の基礎條件即ち制限方式作成に専心したるも、各國は各々特異の情勢を要求に依り容易に成案に至らず、或は徵兵制度國志願兵制度國間の衝突、或は蘇聯邦の自己擁護に基く軍備全廢論、軍備半減論の提唱ありて準備委員會を攪亂し、其前途は大に憂慮せられたが、此間英、米兩國の主催したる倫敦會議は聯盟の力を藉らずして成立し、一方世界的不況打開等の見地から軍縮促進の聲盛なり、一九三〇年開催の第六回後期軍縮準備委員會にては前例なき速度を以て議事の進行を見、遂に一の成案を得たのである。然しこれは各國の意見を折衷し多數決で決定したもので、本案の作成に參與したる國に於ても反對意見の存する點が少くない。之を軍縮條約案と稱し、之を基礎として一九三二年二月より本會議を開いて各國の兵力、軍事費等の制限額を議定するところになつた。

軍縮條約案の精神は各國軍備の權利額を定むるのである、從て一國の國防要素に就ては自ら必要を認むる所要量を主張し得るのである、條約案の要項は大體次の通りである。

軍縮條約案要項

軍縮の程度		一 締約國は其各々の軍備を本條約に規定せらるゝ如く制限し且能ふ限り縮少す（條約案第一條）		
制限範圍		陸、海、空軍の常設部隊、艦艇及之に準する團體に止め戰時兵力に及ばず		
人員		數に就て直接に		
兵器		陸軍兵器	其費額を以て間接に	
航空器材		總機數、總馬力等に依り直接に		
海軍艦艇		大體華府、倫敦兩條約の法則に準じて直接に		
國防費		年度支出額を制限す		
毒瓦斯		相互的に		
細菌テリヤ		絕對的に		
化學戰禁止		詳細は未定		

軍備公表	締約國は毎年聯盟に對し人員、兵器費、國防費の現況を通告す
監督	聯盟に一常置機關を設け諸情報を綜合し絶えず列國軍備の狀態を審査し且毎年之を公表す 但本機關は各國に對し臨檢者は施行強制の權なし
備考	一、本條約案には逐條多數の留保あり 二、本條約案作成に參與せる國は二十五箇國にして他の諸國は本會議に方り自由の立場を以て本條約案を論難し得べし

有史以來の大會議たる國際軍縮本會議は、豫定の通り昨年二月壽府に開催せられ、集る國は六十餘に及んだ、爾來今日に至る間十數箇月に互り論議せられあるも、傳統、政情、軍備、環境等を異にした列國は忽ち利害相反し、有效現實なる軍備縮少に到達するに能はず、今尙討議續行中であるが、實質的拘束力を有せざる妥協案作成に墮するにあらずやと觀測せられる。

今會議經過の要項を述べるに、會議初頭に於ては、約五十箇國が自國の軍縮に關する根本方針も稱すべき演説を爲したるに止まり、次で幹部會、一般委員會、政治、陸軍、海軍、空軍、國防費等各専門委員會を組織し、會議の進捗を圖つたのである。四月に至り質的軍縮の原則を決議し、専門委員會に於て審議したる意見の一致を見るに至らず、止む

なく政治的解決に依つて主要國間の私的交渉を行ふこととなり其進捗中、六月下旬米國は彼の所謂「フーズアー」三分の一軍縮案を提議し、大に世界に反響を與へたが、大國側の反對に會ひ、直ちに之を以て討議の基礎とするには至らなかつた。

次で英國は其議會に於て所謂「ボールドウイン」案を提出し、「フーズアー」案に對抗し其主張を明かにした。

爾後列國は複雑なる國際關係に於て、更に私的交渉を進め幾多の曲折ありたる後、七月二十三日一般委員會に於て一決議案を多數決を以て可決、一先づ會議を休止した、本決議は何等軍縮の實質に觸るることなく抽象的原則を示したのに過ぎないのである。

九月下旬幹部會が開催せられたが、獨逸は八月末、軍備平等權並「ヴェルサイユ」條約改訂の要求を認めざるに於ては、軍縮會議に参加せざることを聲明し、遂に幹部會に出席せず、幹部會亦單に事務的の行事を圖るに止まり、一般會議に附すべき事項の立案を爲すを得ず、漸く一般委員會を十一月下旬に招集したるも、固より議事進捗せず、加ふるに十一月中旬には佛國は安全保障と軍縮問題と相關聯せる複雑なる軍縮案を提議し、英國亦軍備平等權に絡み一の軍縮案を提議し、十二月初め帝國は獨自の提案を爲し、各種考案が相前後して會議に上程せられたので、今後如何に收拾すべきやは極めて困

難なる状態にあつて、到底實質的軍備縮少の實現は困難を觀られる状態にある。

二〇

右の如く列國主張の相違は相當深刻であり、會議の成果亦期し得ないこと略々洞察し得る所であるが、帝國は克く列國の動向を考究めると共に、特に比隣の形勢を稽へ、慎重能く大局を察し、以て我が主張貫徹に邁進せねばならぬ。

第二篇 帝國陸軍概觀

第一章 序 論

我が國軍は、萬世一系の天皇親しく統率し給ふ所であつて、皇威を發揚し、國家を保護する爲、舉國皆兵の主義に據りて成立せることは、建國の歴史に國體に徴し、又憲法の條章に昭し炳乎として明である。

帝國憲法第十一條には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」ニ明示し、以て國軍の統帥は一に至尊の大權に屬するこゝを示し、同第十二條には「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」ニ規定して、編制權の所在を明にしてゐる。又同第二十條には「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」ニ定め、以て國民皆兵の制を確立せられてある。此等は皆法制上我が建軍の大義を闡明したものであつて、統帥、編制兩大權の確立並徴兵制の制定は實に帝國軍制の大本をなすものである。

第二章 帝國の國防方針

二一

帝●國●々●防●の●方●針●は、帝國の國土を防衛して其獨立を保全し、國民の生存福利を保障し、帝國傳統の國是を貫徹するのにある。而して帝●國●傳●統●の●國●是●は、開國進取以て國力の充實、國運の進展を圖り、東洋の平和を確保して世界平和の維持に貢獻するにあつて、四圍の情勢如何に變轉するも長へに溢るべきものではない。而して國力の充實國運の進展は、帝國の境遇上大陸の資源に俟つものが甚だ多いのであるから、一朝事を鐵火の決裁に訴へねばならぬ場合に於ては、帝國陸軍は海軍と協同して我が領土の直接防衛に任ずるに共に、帝國々民の生存福利を保障する爲、必要缺くべからざる國防圈を設定確立して、大陸よりする敵の脅威に對抗するに共に、一面戦争の持久に備へ、以て爾後の作戰を有利に遂行せねばならぬ。然るに近時國際關係は益々複雑となり、其利害關係は愈々錯綜してゐるので、一度戦争勃發せんか、從來の如く一國對一國の戦争は、一國對數國、若くば數國對數國の戦争となり、或は更に第二次世界大戦となりぬも限らぬ。殊に極東に利害關係を有する諸國は、近時事毎に帝國の發展を阻害し、我が行動を拘制することに努めてゐることは周知の事項にして、今次滿洲事變に對する各國の態度に徴しても明かである。勿論帝國としては對數國戰の如き不利なる事態の發生は、極力之を避くるに努力せねばならぬが、戰時國際情勢の變轉は端倪すべからざるものがあり、我が忍び得る最大限度を越すことなきを保せないで、我が國としては常に最悪の場合を顧慮して最善の備へ

があらねばならぬ。

而して戰時我が豫想する敵軍兵力に對し、必勝を期せんせば、我が軍は、數上に於ても優勢を占むるに必要であるが、兵力に於て優勢を占めんとするが如きは、我が國財政の現況上、吾人の夢想だにし得ざる所で、對等は愚か、劣勢の兵力を以て甘んぜねばならぬ。故に帝國軍は、傳統的精神の砥勵、訓練の精到、指揮の卓越、戦法の選擇、編制裝備に對する工夫等諸般の手段を悉して、國軍作戰能力の向上を圖り以て兵力の劣勢を補はんことを努めてゐるが、我が作戰能力の優越を恃んで、兵力を過度に縮減するが如きは、多大の禍機を包蔵するもので決して適當ではない。

之を事實に徴するに、比隣の國軍は、何等兵力を削減せざるのみならず、却て之が增強に努めつゝある現狀に於て、我が兵力を減少するは、戦勝の公算を減するものこと謂ふべく、殊に國軍は、今や作戰能力の優越に依り、兵力の差を補ひ得べしと自信し得べき限度に達せるに近き現狀に於て一層然りである。

世上説をなすものがあつて「十年或は數十年に一度用ふるに過ぎないか分らぬ陸軍を、巨億の國費を以て保持することは不經濟であつて、又舉國戰の性質を有する近代戰に於ける戦時の使用兵力に比すれば、我が平時兵力の如きは、九牛の一毛に過ぎない。此の際、寧ろ國民皆兵主義を恢弘し、

青年訓練の徹底實行を圖るに共に、民兵組織の國軍を建設し、戦時に至りて大軍を編成するを可しすと言ふものがある。理論一應近代戦の色彩を説明し得たるかに見えるが、是國防上に於ける我が帝國の地理的及經濟的地位、隣邦の情勢を度外視せる素人論に謂はねばならぬ。即ち論者の唱ふるが如き方策は、米國の如く東西に大洋を控へ、或は英國の如く大陸の均勢を利用する活機を把握するの態勢を占め、直接敵兵の侵襲を蒙るの虞なく、縦へ之あるも、優勢なる海軍により、或は他國の陸軍力の掩護によりて、先づ其時機を遷延し、其間豊富なる資源を整備せる工業力によりて、比較的容易に優勢なる野戦軍を編成し得るが如き國情に於て、始めて之が實行を許すべきものである。然るに我が國は、地理的に境を強大なる陸軍國と接し、開戦後直に優勢なる敵軍と、獨力會戦を交へざるべからざる環境に在ることは、過去兩戦役に照して疑なき所であつて、且國內資源甚しく貧弱にして工業の發達未だ十分ならず、加ふるに財力亦乏しくして長期戦に適せず、國家總動員の如きも亦野戦軍の確實なる掩護と、國外資源の獲得とを前提せねばならず、又外交上待むに足るの友邦もないから、戦争の彌久は日毎に不良なる影響を内治外交上に及ぼすこと、三十七、八年戦役當時に於ける外交の真情、及現下の内政並國際的情勢に鑑みて、豫斷に難からざる所である。果して然らば、所謂速戦即決敵を壓伏するは、帝國國防方針の第一義たらねばならぬ。固より戦争の本質的變遷に鑑み、而

も亦自給自足の國を敵手とするに於ては、戦争の長期に互るべきは、之を覺悟せねばならぬから、國家總動員の準備は、平時より萬全を期せねばならぬが、先づ百般の手段を悉して戦争の終局を速かならしめ、已むを得ざる場合に於ても、爾後の長期戦に備ふる爲、作戦上は勿論、資源上及外交上最も有利なる地歩を、神速機敏に確保せねばならぬ。是れ我が國軍が、開戦後一舉に敵軍を撃破して、第一期戦を速戦即決するに足る兵力を平時から維持せねばならぬ點である。是即ち戦時大兵を新募教育し、初めて大軍を建設せんとする英米の方式を、直に採て以て我が國の軌範たらしむべからざる所以である。曩に、世界大戦に方り、英米の新軍が歐洲戦場に出動せるは、實に新軍建設著手後幾多の困難を経験して、二年乃至三年の日子を要したるに徴するも、戦時急速なる軍備整頓の困難を、想察することが出来る。

歐洲接壤列強が、其の國富を傾倒しても、尙且平時より陸軍の兵力を強大にしあるが如き、又蘇聯邦が、五年計畫によりて産業上の自給自足を圖るに共に、精銳なる正規軍及民兵軍基幹部約四十七萬、國家保安部（ゲ・ベ・ウ）軍隊及護送軍隊約二十三萬、並相當の訓練を経たる民兵軍交代部約六十萬を有し、特に編制、裝備の充實を期しつゝあるが如きは、以て我が國防上の箴みせねばならぬ。

又帝國は國際聯盟加入國たるに鑑み、列國と共に國際義務の履行に必要な兵力の保持を義務付けら

れてゐる外、特に帝國政府は昨昭和七年九月十五日、滿蒙の地が我が國民的生存、國防の安危の繋る所なるに鑑み、同地方の安定を促進し、帝國の康寧を東洋の平和を永遠に確保するの基礎を鞏固ならしめんことを期して滿洲國に對し正式の承認を與へ、議定書第二項に於て、滿蒙に對する一切の脅威が同時に帝國の康寧に關するに鑑み、日滿兩國共同して國家の防衛に當るべく、之が爲所要の帝國軍を滿洲國內に駐屯せしむること、なつた。即ち滿洲國の國防は滿蒙を生命線とし、其確保を傳統的信條とする日本帝國の國防圏内に包含せらるゝに至つたのであつて、帝國が滿洲國の國防を擔任すること、こゝりもなほさず我が日本の國防を鞏固ならしむることになるのである。即ち此は對外的に極めて重大なる意義を有すること、日滿兩國は苟も國防に關する限りは兩國渾然一體となり、之に當ること、これを世界に宣言し、又滿蒙を中心とする極東の問題に對し、換言すれば帝國の傳統的使命に關し、我が國の決意を闡明したものであつて其結果生ずべき有ゆる障礙、荆棘は自ら排除して進むべき責任を負擔するものである。

第三章 兵 役

上古、國民皆兵の制は大化の改新に至りて確立し、次で文武天皇の大寶令に依りて軍制大に整ひ、諸

國に軍團を設け、管下壯丁の三分の一を徵集して訓練し、其兵力は十餘萬人に及んで居た。然るに爾後泰平久しきに互り士氣漸く衰ふるに及んで、兵農自ら二つに分れ、遂に武門武士の習を成すに至つた。明治五年徵兵令を發布せられ、茲に國民皆兵の制度を古に復されたのは、實に 明治天皇の御英斷であつて、兵制上特筆すべき事件と云ふべきである。

帝國兵役制度の根本義は、我が特有の國體、建國の歴史、建軍の本義、國民の崇高なる道義に基き、闡國一致舉民皆兵であつて、兵役を以て國民の最高且榮譽の義務とすと同時に、忠良なる臣民の享有する權利と爲す點にある。即ち憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」に規定せられ、又戶籍法の適用を受くる年齢十七年より四十年迄の男子は、兵役に堪へざる者及六年の懲役(禁錮)以上の刑に處せられたる者を除くの外は、凡て兵役に服することを定めてある。次に兵役は之を常備兵役(現役及豫備役)、後備兵役、補充兵役(第一及第二)、國民兵役(第一及第二)に分つてゐる。現役兵は軍隊に入りて教育を受け戦時部隊の骨幹と成り、豫後備兵は戦時の要員たるものである。但安寧秩序を維持し、若は最も迅速を要する出兵等の爲には、現役兵のみを以て出動することがある。第一補充兵は現役兵に缺員を生じたる場合之が補充をなし、又必要に際し之を召集して所要の教育訓練を施し、以て戦時の要員に充て、第二補充兵及國民兵は戦時若くは事變に際し、

必要に應じ之を召集して戦時の要員に充つるものである。

現役豫後備役の服役期間は左の如くになつて居る。

- 一 現 役 二年にして其在營期間は左の如くである。
- 一 般 兵 約二年

歩兵(戦車兵を除く)にして青年訓練所の訓練又は之と同等以上と認むる訓練を修了したる者は一年六箇月

約二箇月

輜重兵特務兵

一年六箇月

看護兵及磨工兵

二箇月

補助看護兵

五年四箇月

二 豫 備 役

十年

三 後 備 役

我が國の在營年限は、既往數次の變遷に依り、逐次短縮して今日の状態となつた。即ち日露戦役以前の三年在營制は、明治三十八年末歩兵の二年在營制の採用を始めし、爾後逐次他兵種に及ぼし、大正十年騎兵を最後として各兵種悉く二年在營制となり、更に昭和二年兵役法の改正に依り、特に歩兵にし

て青年訓練を修了し檢定に合格せる者は、一年六箇月にて歸休せしめらるゝこととなつた。而して斯くの如く在營年限逐次の短縮は、國民負擔の軽減を計り、産業の振興を期待するに共に一般國民教育の向上に青年訓練實施の結果が、軍隊教育に貢獻する所あるべきを豫期してのことであつた。然れども一面科學の進歩に伴ひ、兵員の教育は益々複雑困難となりつゝ、あるので、此の上にも在營日時を短縮して速成注入的教育を施すことは、軍の戰闘能力を低下することとなり、我が國情に立脚する精兵に依る速戰即決の主義に副ひ得ないことを注意せねばならぬ。

第四章 平時兵力

明治六年始めて我が陸軍が編成された時は、全國を通じて其平時兵員は三萬六千六百人に過ぎなかつたが、日清戦争の際には七師團となり、戦後六師團を増設して十三師團となり、此兵力を以て日露戦役を迎へ、該戦役後更に擴張せられて常備兵力約二十九萬人、二十一師團となつた。然るに世界大戦後、我が陸軍は歐米列強軍の情勢に鑑み、其改編整理の必要を認め、大正十一年及大正十四年の二回に互り之を實施し、現在我が陸軍の常備兵力は約二十三萬人、十七師團となつた。之を各兵種に類別すれば左の通りである。

兵種	區分	聯隊數		中隊數
		(大) 隊數	中隊數	
步兵	兵	七十	聯隊と六大隊	七三〇
戰車	車	一	隊	一
騎兵	兵	二	十五聯隊	七〇
野砲	砲兵	十	五聯隊	九〇
騎砲	砲兵	一	大聯隊	二
山砲	砲兵	四	聯隊と一大隊	二二
野戰重砲	砲兵	八	聯隊	四四
重砲	砲兵	三	聯隊と八大隊	三四
高射砲	砲兵	一	聯隊	四
工兵	兵	十	七大隊	四八
鐵道	兵	二	聯隊	一六

電	航空兵		信
	飛	氣	
二	八	一	二
聯	聯	隊	隊
一六	二六	二	三〇

第五章 航空

我が陸軍航空は大正八年佛國航空招聘團の招來を一轉機とし、又大正十四年の軍備整理實施以來銳意其整備、充實に努力してゐるが、之を列強航空兵力、施設の現況に比較するときは、未だ所望の域に達しない。

第一節 兵力及航空器材

航空諸隊としては、現在飛行八聯隊(二十六中隊)及氣球一隊(二中隊)を有し、其保有しある飛行機數は直接補填用を加へ約八〇〇機である。

而して飛行機は科學並工藝技術の進運に伴ひ、驚異すべき進歩を示しつゝ、あるので、現況に安んずることなく、連続不斷の研究を行ひ、列國航空界に後れざる如く、優秀なる新鋭機を現出せしめんを努力して居る。而して航空機製造工業は、官民工場共に其技術進歩し、之に伴ふ工場施設亦概ね完備の域に達せんとして居る。各民間工場に在りては、何れも歐洲列強の一流技術者を招聘し、新道技術の向上發展に努力して居るので、今や飛行機機體及氣球等は我が國獨特のものを製出し、且其製造能力も概ね平時の需要を充足し得るの状況である。又發動機製造技術は未だ獨創的境地を開拓するには至らないが、製造權を有する外國發動機の製作に就ては、寧ろ彼を凌駕すべき好成绩を擧げて居る。然れども歐米に於ける航空機工業の駸々たる發達に比するときは、尙改善進歩の餘地頗る大にして、特に戰時に於ける製造能力に想到するときは、更に平時に於ける工業力の培養に一段の努力を拂はざるべからざることを痛感する。但茲に最も考慮を要するは平戰兩時に於ける需要量の調和である。即ち平時に於ける需要量は僅少であるから、航空機製造工場を増加するに従ひ、各工場への配當數量を減少し、遂には之を經營難に陥らしむる虞があるので、已むを得ず民間工場を某程度に限定するの必要を生じ、當局も亦頗る苦心して居る。尙内地製造に係はる航空機の價格は逐年低下しつゝ、あるも、製造權、原料其他生産量の關係等に因り、未だ外國品に比し高價なるを免れず、且飛行機は漸次

金屬製機に改善せられ、之が裝備發動機も亦馬力向上せし結果著しく高價となり、之が整備の爲には比較的多額の豫算を充當せざるべからざる状況である、殊に最近制式として採用せる重爆撃機の如きは、全金屬製にして一機二十萬圓以上を要するのである。

第二節 防 空

現在の爆撃機は二噸の爆弾を積載し、一時間二百二十軒の大速度を以て、一氣に千五百軒を往復飛行し得るが故に、敵飛行根據地が浦鹽、小笠原父島に在る場合に於ては、日本全土は悉く敵機の活動範圍中に包まれ、又航空母艦は移動する飛行根據地であるから、一旦緩急ある場合帝國は敵機の爆撃に對抗し得るの準備にあらねばならぬ。

而して防空の實施は左の三段の構が必要である。

一、敵の飛行機を襲來し得ざる如くすること。

敵の飛行機を襲來し得ざる如くするには、陸、海軍が進んで敵を攻撃し、之を遠く撃退すること、が最も完全なる手段である。然しながら戰地に於て敵を撃退するには相當の時日を要し、而も敵の飛行機は開戦當初より攻撃して來るから、飛行部隊を以て敵の根據地を襲撃し、之を撃滅する

こゝが理想的であつて最も完全なる防空である。

併し敵機を悉く壊滅するこゝは誠に困難な事であつて、生き残つてゐる敵機が襲撃して來るのである。茲に國土防空第二段以下の構へが必要になつて來る、即ち敵機が我が國土に襲來し來つた場合の手当を必要とする。併し廣き土地に悉く防空施設を完備し、其網を以て完全に日本全土を覆ふこゝは事實不可能であるから、先づ重要な所に施設をなすこゝが必要である。是即ち都市防空施設であつて二、三に該當する。

又我が國は領土の形狀細長く航空兵力の分散を餘儀なくせられ、又主要都市は海岸に近く爲に敵機に對し深き防空施設を行ひ得ざるこゝは、家屋の木造なるに相俟つて、我が防空上の弱點を成形するものである。

二、襲撃し來つた敵飛行機を撃墜又は撃退するこゝ。

敵機が我が都市の上空に來る以前に之を處理せねばならぬ、之が爲防空司令部、防空監視隊、防空飛行隊、高射砲隊、高射機關銃隊、照空隊、阻塞氣球隊等が必要である。

三、襲撃されんとする都市を蔭蔽し、襲撃せられたる場合の損害を減少するこゝ。

之は當該地方住民の自己防衛に關する當然の仕事であつて、晝間大都市全部を匿すこゝは不可能

であるが、夜間に於ては敵機襲來を知るや、防空司令部の意の儘に消燈若は光をかくすのである、之を燈火管制と謂ふ。又損害を減少する爲には、消防、防毒、交通保護、救護、警備等の處置に依らねばならぬ。

防空の必要並都市防空の概要は以上の如くであつて、我が當局に於ては鋭意之が研究中なるも、其施設には多額の經費を要する等の關係上、未だ希望の施設を爲すに至らない。

第三節 民用航空

民用航空が戰時に於て航空軍備の第二線たるこゝは疑なき所で、各國が財政窮乏に拘らず、民用航空の發達、指導に大なる力を用ふる所以も亦茲に存するのである。

從來我が國の民用航空は、之を歐米各國の夫れに比し格段の差異があり、到底比較にならなかつたが近時漸く其の緒につき、特に政府補助の下に設立した日本航空輸送會社は東京、大阪、福岡、京城、大連間に航空路を開設し、旅客、郵便物及貨物の定期空輸を實施してゐる。尙昨年九月には日滿合辦の滿洲航空株式會社が新設せられ、十一月三日から新義州―奉天―新京―「ハルビン」―「チ、ハル」線の營業が開始せられるこゝになつた。之に依つて日滿の航空連絡は完成された譯で、旅客は勿論、郵



便物、貨物等の輸送に一新紀元を劃するに至つた。又近く仙臺、臺灣並上海航空路開設を企畫中であるが、今後は益々官民協力して民用航空の發達、海外航空路の開拓を期せねばならぬ。

第六章 時局兵備改善案に就て

曩に軍制調査會に於て審議の結果得たる所謂軍制改革案は、我が陸軍が裝備の點に於て世界列強陸軍に比し改善の十分ならざるものあるに鑑み、國防上許し得べき最小限の要求を充す程度に於て新式の裝備をなし、以て其の物的威力に於て辛うじて列國陸軍に追隨し得るの程度に達せしめんが爲、陸軍の有する豫算の範圍内に於て彼此整理按配せんとしたものであつて、之が爲特に新なる改善の資を國庫に仰がなかつたので、一部に於ては軍を縮少し之に代るべき改善施設は逐次に充實せらるゝものであるから、其中途に於ては一時戦力を低下するの虞があり、加ふるに此變革の爲軍の編成團結及師管等に相當大なる變革動搖を與ふるの不利があつた。然るに今や内外の時局は滿洲事變の發生に伴ひ急轉回し、所謂非常時の状態に推移し來つたので、軍の戦力の某時期間低下並編成、團結及師管等の一時的動搖は極力之を避けねばならぬ。而も一方に於ては此時局に善處して皇威の發揚、國防の完備に遺憾なきを期するに共に、日滿議定書の示す所に基き滿洲國內の治安維持にも任ぜざるべからざる。

るに至り、軍の裝備も亦到底現状を以て満足する能はず、之が改善の必要は軍制改革を企圖せし當時に比し一層切なるものがある、これ財政急迫の今日にも拘らず、時局兵備改善案の庄じたる所以である。

時局兵備改善案の内容は之を大別すれば左の四項に區別するこゝが出来ぬ。

- 一、在滿兵力の充實
- 二、補備教育の實施
- 三、緊急を要する諸制度の改善
- 四、作戰資材の整備

一、は即ち日滿議定書の示す所に従ひ、滿洲國治安の維持を自途にして必要なる兵力を滿洲に保持せんとするものである。今日滿洲に派遣しある部隊は、平時編成を基礎としてゐるので、團隊數多きに比し實力之に伴はず、從て各團隊共に戦力の發揮、運営に不便が少くないから、明年度に於ては團隊數は著しく之を増加しないが、個々の團隊は其内容を充實し、又之に飛行機、自動車、戦車、重砲、鐵道、通信等の技術部隊を比較的多く増加し、以て宏大遠隔の地に孤立して困難なる治安維持の任務遂行に適せしめ、内地留守部隊の如きは極度に之を減縮し或は之を廢止して、

以て外地に於ける戦力の保持に努めんとするものである。

二、の補備教育の實施は所謂裝備の改善、新式部隊の増加に伴ふ要員を養成せんとするものである。本來此種の要員を得んせば、軍隊を増加擴張して徹底せる訓練をなし、永久的施設に依りて毎年既教育兵を得、之を集積して得員を求むるを本則とするが、斯くては完成までに多くの歳月を要し、且平戦兩時の編制を改革せねばならぬので、今日の時局に直面して斯くの如き悠長なる施設を爲すことは許されない。故に已むなく平時他の軍隊にある人員、又は在郷既教育の將校下士官兵に對し、臨機應急的に某期間必要なる教育を行はんとするものである。

三、は緊急を要する諸制度の改善であつて、大部分は軍制改革案に於て實現を期したる施設中、緊急施設の要ある事項に屬し將來に互る改善であるが、其實施を一日も速く著手するの必要あるものである。其具體的事項はこゝに詳述するを得ないが、下級幹部充實の爲將校生徒の増加、其任官して充實を完了する時期に到るまで、過渡的處置としての特別志願將校の制度、下級幹部の不足を補ふ爲めの特務曹長の増加、納金制度を廢するに共に豫後備役幹部の補充を適切合理ならしむる幹部候補生制度の改正、特科下士官養成機關の新設、通信兵及航空兵に幼年兵の採用、飛行隊、戰車隊一部の擴張、瓦斯防護教育機關の新設、各隊に於ける瓦斯防護の教育施設、軍犬の整

備等が之に屬する。

四、は作戰資材の整備で所謂裝備の改善、充實の本態を爲すべき事項に對して、主として前述兵備改善の結果に伴ふものである。抑、國軍作戰資材整備計畫は、大正十年より昭和十年迄に十四箇年の繼續費として、國防充備費五億六千百萬圓を以て之が充備計畫を圖つたが、爾後數次の行財政整理に遭ひ、繰延及節減を重ねて來た。而して今日國防充備費の實體を見れば、尙昭和八年度乃至二十一年度に互り、四億三百餘圓を残す實情であつて、當初の豫期に反するに頗る遠いものがある。而して今日まで之を受容し來たのは、國家財政上の要求已み難きものがあつた爲であるが、今や非常時に際會し到底今日迄の状態に甘んずることが出来ないもので、取り敢へず八年度に於て既定繼續費を繰上げて要求したもので、其整備すべき資材は、兵器、被服、衛生材料、獸醫材料、其他百般の軍需品に及ぶのである。

第七章 陸軍豫算

昭和八年度の陸軍省所管豫算總額は、四億四千七百八十八萬三千二百五十二圓にして、例年の平時豫

算に比し著しき膨脹を示して居るが、之れは主として時局兵備改善に伴ふ豫算(第六章参照)を包含せる爲である。従て昭和八年度は平常的な豫算の部分に、然らざる豫算に分解し、此兩者の内容を明にしなければ其全部の性質を知ることが出来ない。
今其の關係を明にすれば左の如くである。

四〇

昭和八年度陸軍豫算額		(△印は減)			
區分	經常部	臨時部	滿洲事件費	計	
八年度標準豫算額	一六六、三七八、五五五 _四	二九、〇二七、一四一 _四	〇 _四	一九五、四〇五、六九六 _四	
要求減(前三箇年平均の減等)	△ 一八、五三六	△ 五、七一〇	〇	△ 二四、二四六	
差引計	一六六、三六〇、〇一九	二九、〇二一、四三一	〇	一九五、三八一、四六〇	
新一般新規事項	九二四、〇四〇	四、一〇五、七〇四	〇	五、二一九、七四四	

總計	規 增 加 額				
	兵備改善	在滿兵力維持	補備教育	諸制度改善	軍需諸品整備 (既定繼續費繰上)
計	四、八三五、二六一	△ 九、六九七、五八一	九、〇三四、八五五	五、四九七、九八七	〇
計	九六、五四六、四二一	二、四四三、二六六	一〇〇、〇〇〇	六、七三二、四五四	八七、二八〇、七〇一
計	一四五、九九〇、三六六	一四五、三九二、〇〇九	一五六、四三八	四四一、九一九	〇
計	二四七、三七二、〇四八	一三八、一三七、六九四	九、二九一、二九三	一一、六六二、三六〇	八七、二八〇、七〇一
計	一七二、二一九、三三〇	五、七五九、三〇一	一〇〇、七五二、二二五	一四五、九九〇、三六六	〇
計	一二九、七七三、五五六	一四五、九九〇、三六六	一四五、九九〇、三六六	四四七、八八三、二五三	四四七、八八三、二五三

右表に就て説明を試みんに、本年度標準豫算額より要求減を控除した、差引計一億九千五百三十八萬一千四百六十圓を以て、陸軍豫算の基本額とすべきである。然るに本年度に於ては特に右表中新規増加額として掲記せる諸事項を實施せんとするが故に、二億五千二百五十萬千七百九十二圓を要し、總

四一

額四億四千七百八十八萬三千二百五十二圓なるのである。

從て目下の陸軍の平時豫算は一億九千五百三十八萬一千餘圓を見るのを至當とするから、先づ之れに就て叙述し、次に本年度の豫算の過半を占むる特殊増加經費に就て述ぶることとする。

一、平時豫算

平時の陸軍豫算を見做し得べき、前掲一億九千五百三十八萬一千四百六十圓を科目別に就て見れば左の如くである。

區分		金額
軍事費	軍	一六五、〇四一、一七六圓
	他	一、三一八、八五三圓
經常部	其計	一六六、三六〇、〇二九圓
	他	二六、〇九二、七七一圓
臨時部	其計	二、九二八、六六〇圓
	他	二九、〇二一、四三一圓
合計		一九五、三八一、四六〇圓

即ち右表に示すが如く、經常部豫算の大部分を占むるものは軍事費であり、臨時部豫算の大部分を占むるものは繼續費である。

軍事費は經常部總額の九割九分餘を占むるものにして、平時の軍隊、官衙、學校等の維持に要する經費である。而して此内容を見るに、軍隊に要する經費は七割六分餘を占め、官衙の爲所要經費一割二分、學校一割二分云ふ割合である。

次に臨時部二千九百二萬一千四百三十一圓中約九割を占むるものは繼續費であつて、其額は二千六百九萬二千七百七十一圓に達し、其他臨時部は僅かに二百九十二萬八千六百六十圓であつて、全臨時部の一割餘に過ぎない。

國防充備費	一八、五九六、五九八圓
土地建物整理費	一、五一八、五一八圓
測量費	八、二四四圓
軍備改編費	四七九、一七三圓
震災復舊費	二、〇四五、二六〇圓
演習場射擊場及架橋場其他整備費	四五〇、一八〇圓

防空施設費

九九七、八一三圓

獨立守備隊兵器其他初度調辨及移轉諸費

二四、二五一圓

戦用品復舊費

二五七、三〇四圓

計

二四、三七七、三四一圓

而して右繼續費中主なるものは、左の如き目的を有するものであつて、永年に互る計畫の下に、軍需諸品の整備及之に伴ふ建築等を爲さんとするものである。

國防充備費

兵器其他戦用軍需品の整備に要する經費である。

軍備改編費

大正十四年の四箇師團の廢止の際充實せる戦車隊、高射砲隊、航空部隊等に要する經費及昭和二年歩兵在營年限短縮に伴ふ施設に要する經費である。

震災復舊費

大正十二年關東大震災の被害建物等の復舊に要する經費である。

防空施設費

要地防空に必要な資材整備に要する經費である。尤も此施設に伴ふ經費は極めて巨額に上るものであるが、差當り先づ最少限の資材整備に止めて居るのである。

土地建造物整理費

陸軍所管の土地、建物等を整理することに依り生じたる收入を財源として陸軍の土地建造物の新營を爲すに要する經費である。

測量費

明治二十八年以來測量事業計畫に基き、年々新規測量又は改測修正を爲すに要する經費である。

而して此等繼續費の昭和八年度以降の總額は四億五千七百三十萬九千八百五十圓にして、其大部分は昭和十六年度迄に完了し、震災復舊費のみが昭和二十一年度完了し云ふことになつて居る。

繼續費以外の臨時部豫算は、營繕費、支那駐屯部隊費、災害費、傷痍軍人扶助金、軍用自動車獎勵費、帝國在郷軍人會國庫補助、地圖製造費等十三款に互つて居る。

二、昭和八年度特殊増加の經費

次に昭和八年度に於ては時局兵備改善豫算二億四千七百三十七萬二千四十八圓、一般新規事項五百十二萬九千七百四十四圓、計二億五千二百五十萬一千七百九十二圓の増加を來して居るのである。

前掲平時豫算中經常部約一億六千萬圓は陸軍の平時兵力(十七個師團及其他官衙學校等)を維持するに必要な豫算であり、臨時部約三千萬圓は主として繼續費の年割額に該當するものである。此等に就ては前述したる所であるが、本年度特別増加の經費は、八年度豫算の過半を占むる一般新規事項五百十

二萬九千七百四十四圓、兵備改善豫算二億四千七百三十七萬二千四十八圓である。而して一般新規事項の主なるものに就て述べれば左の如くである。

- 一、父母妻子危篤死亡の際歸省する在營兵に旅費支給 二〇六、三六一圓
- 二、在營兵危篤死亡の際出向する家族に旅費支給 五二、三二七圓
- 三、傷痍軍人特別扶助金 一、七五八、三五六圓
- 四、整形外科の研究 九九、五九四圓
- 五、營繕に關する經費 六三九、七三六圓
- 六、軍用自動車獎勵費 三一五、〇〇〇圓
- 七、帝國在郷軍人會補助 二五〇、〇〇〇圓

次に時局兵備改善豫算は(一)在滿兵力の充實維持、(二)補備教育、(三)諸制度改善、(四)軍需品の整備の四項目に分れるのであるが、

(一) 在滿兵力の充實維持に要する經費は、現在滿兵力を充實し、滿洲國の治安維持並國土防衛上必要とする滿洲事件費一億四千五百三十九萬二千九圓、及在滿兵力の充實に伴て内地の缺數部隊中航空隊の補填其他改善の爲めに要する臨時部二百四十四萬三千二百六十六圓、經常部二百十萬七百

八十八圓、計四百五十四萬四千五十四圓を要するのであるが、一方在滿部隊の兵力充實は内地の兵力を減じ之を滿洲に移すものであるから、經常部に於て千百七十九萬八千三百六十九圓の減少を來すこととなり、結局差引經常部に於て九百六十九萬七千五百八十一圓の減少となり、合計一億三千八百十三萬七千六百九十四圓を要するのである。

(二) 補備教育に就ては已に第六章の一に於て述べたる所であるが、之は内地及在滿各部隊の所要人員に對して、新兵器運用の教育を爲すものであり、之に要する經費は經常部九百三萬四千八百五十五圓、臨時部十萬圓、滿洲事件費十五萬六千四百三十八圓、計九百二十九萬一千二百九十三圓である。

(三) 諸制度改善に要する經費は、經常部五百四十九萬七千九百八十七圓、臨時部六百七十二萬二千四百五十四圓、滿洲事件費四十四萬千九百十九圓、合計千二百六十六萬二千三百六十圓を要するのである。

(四) 軍需諸品の整備に要する經費は、既定計畫に従て特に來年度に於て整備すべき豫定の軍需諸品中、應急所要の資材は本年度に繰上げ整備せむとするものにして、其額は八千七百二十八萬七百一圓である。

次に一般新規事項であるが、之は經常部九十二萬四千四十圓、臨時部四百二十萬五千七百四圓、計五百十二萬九千七百四十四圓である。

四八

第三篇 列國陸軍概觀

第一章 國防要領と陸軍兵力

第一節 蘇 聯 邦

一、國防の特異性

蘇聯邦は現在列國に於て國交を結んでゐるが、其國是とする所は建國の始めに於て標榜せる世界革命の遂行であつて、其憲法第一篇に於て、「ソウエート」共和國建設以來全世界の國家は二個の集團に分裂せり。資本主義の集團及社會主義の集團是なり（中略 社會主義集團の優良性と資本主義集團の頭悪性を強調す）、只此の如き状態の存在せる事に依りて、蘇聯邦共和國は世界の帝國主義を破碎するを得、自國の存在を確保し、且經濟的建設に著手する事を得」を明示してゐる。之は明かに資本主義と共產主義との鬭争を國是としてゐることを示すものであつて、又「レーニン」も「蘇聯邦が帝國主義諸國と相並んで、永久的に存在することは考へ得べからざるべきである。結局何れかの群が勝利するであらう、而して此勝負

四九

は兩者の戦慄すべき衝突に依つてのみ決せられる。茲に於てか資本主義諸國を徹底的に轉覆せざれば已まざるの慨が必要である」云つて居る、要するに蘇聯邦は世界各國を革命に導き、之を共產主義國に化することを最高の對外方針となして居る。即ち世界を蘇聯邦と同主旨の國に爲すことが、間接に蘇聯邦の存在を防衛するの手段に外ならないのである。

而して蘇聯邦の對外政策は、國內及國外の情勢に應じ、或は積極に或は消極に變化したことはあるが、之は單に一時の方策たるに止まり世界赤化の戦術上の變遷に過ぎず、結局世界革命の理想には決して動搖はないのである。而して何時かは戦慄すべき衝突を免れ難い資本主義的支配權力「プロレタリア」獨裁權力の現在の共存關係を、蘇聯邦に於ては「一時的對立關係」に認めて居る。

其急速且容易に實現すべしと考へたる西歐方面への革命工作が失敗し、國內的には新經濟政策への退却を餘儀なくせらるゝや、蘇聯邦の欲するに欲せざるに拘らず、資本主義國家の合法的な外交機關の交換を必要とするに至り、五年計畫の實行は更に其必要を倍加したのである。斯くの如く蘇聯邦の「合法的な外交機關」の任務は、圍繞資本主義國の對蘇攻勢を緩和するにあるので、其説く所は「他意なき平和」の希望であり、資本主義社會主義の二つの對峙的システムの共存可能論である。然れども國策遂行に關しては此合法機關たる政府の外に、裏面的人格も謂ふべき蘇政權に不可分の關係に

ある、蘇聯邦共產黨を主體とする國際共產黨なる非合法的機關があつて、世界革命の實現に偉大なる役割を果して居ることは、茲に詳説の必要を認めないのである。

蘇聯邦が如上の政策を遂行せんが爲に、軍備の必要なることは固より言を俟たない所である。而して赤軍建設の目的は資本主義國家の攻撃に對し、蘇聯邦を擁護するを以て主として居るが、尙情況に依りては資本主義國內「プロレタリア」の革命的騷起に際し之が援助に使用することを認めて居る。赤軍野外教令中赤軍の任務として「(前略)赤軍ハ蘇聯邦ノ防衛ニ任スルト共ニ、其存在ノ事實ヲ以テ全世界ニ於ケル被壓迫勤勞民ノ自由開放ニ對スル争鬭ヲ支援スルモノトス」云と述べて居るが、是れ婉曲に其積極的任務を表明せるもので、過去に於ける蘇聯邦の一時的な外蒙占領、「エストニア」事件(一九二四年、蘇「エストニア」國境に兵力を集結し「エストニア」國の革命を援助せんとした。)、昭和四年東支事件に徴するも明瞭なる事實である。

前述の如く蘇聯邦の國防は露國民の祖國の防禦ではなく、彼等の所謂「世界に於ける勤勞民の唯一且最初の祖國」なりと稱して居る、「無産階級獨裁國家」を標榜せる蘇聯邦の擁護であるから、國防は唯勤勞者農民の權利にして、二者以外の階級は劍を執つて國防に任ずるの權利を附與せられず、従つて商業従事者及雇傭勤勞者を使用する農工業者は軍隊に編入せず、其代償として一定の金額を徴するか、若くは雜役勤務に服せしめて居る。

二、兵役制度

蘇聯邦は革命間一九一八年一月十五日人民委員會の決議により、義勇兵主義を以て赤衛軍を編成したが、一九一八年四月必任義務兵制度を布き、同年七月制定の憲法に於ても之を認めた。其後國內戦及一九二〇年の蘇波戦の試練を経て、一九二二年徴兵令を制定し、次で之に所要の改正を施して、一九二五年九月蘇聯邦兵役法を發布し、更に一九二八年及一九三〇年之に若干の改正を行つた。之を要約すれば次の如くである。

勞農赤軍は陸軍、海軍及空軍に別たれ、特種任務部隊即ち「オ・ゲ・ベ・ウ」軍隊及護送軍隊も亦赤軍内に編入せられてゐる。

陸軍は之を正規軍と民兵軍との二種に區分せられてゐる。正規軍は赤軍の中堅をなすもので、主として國境方面に配置せられ、服役其他は他の列強の正規軍と變りがないが、民兵制度は赤軍の獨特のものであるから次に若干解説を加へる。

國軍の基礎を民兵に置かんとするのは、蘇聯邦建設以來の理想であつたので、政府は一九二一年第九回共產黨大會の決議に基いて、國民皆兵、經濟的軍備の實施に著手せんとしたが、當時國內戦及對波戦の爲龐大なる作戰軍を擁してゐたので、其實現を圖ることが出来なかつた。爾後對外戦も熄み、國內亦略々鎮靜したのこ、一方財政上の危機に際會したので、一九二三年初頭から一般師團の改編に著手し、

同年八月法令を以て民兵師團制度を確定し、逐次主として國境にあらざる正規師團を民兵師團に改編するに至つた。然しながら此制度は訓練の不足に基く有形無形上幾多の危険不安を藏してゐるので、軍部當局は總兵力の大半のみを民兵軍とするに止めた。民兵軍は基幹部と交代部から成立してゐる、基幹部は正規軍と同様の基礎の下に成立し、正規軍と殆ど同様の各級幹部を有し、其數其實に於て決して正規軍に劣つてゐない。民兵軍交代部は當該召集區より毎年一定期間之を召集するのである。民兵と謂ふ名稱に依りて、動もすれば其價值が低い様に了解するものがあるかも知れぬが決して左様でない。即ち民兵部隊は前述の如く平時基幹部充實しある外、其召集時に於ては概ね戰時編制の部隊を編成し、之を純然たる野營地に於て訓練するので、全兵卒を常に教練に出場せしめることが出来、出費を惜まず必要なる諸機關を整備してゐるので、現制度の短日月を以て正規師團に近い戰鬥力を保持してゐる。之を他國の青年訓練、軍事豫備教育と同一視することは甚だ當らないのである。又民兵師團は現地召集の制であるから、地方と密接なる連繫を保ち、又建制上團結に有利なる點多く、動員に方りても其迅速を期し得るのである。

又正規軍及民兵軍に入らざるものは陸外現役勤務に服し、五年間に六箇月の教育を受ける。特別軍隊とは國家保安部隊及護送軍隊であつて、前者は國境守備、反革命運動の鎮壓、交通線の守護等に任

ずる共産政權維持の旗本も稱すべきもので、各兵科を有し赤軍中最も精練の軍隊であり、後者は輸送物品の護送に任ずる部隊である。服役年限は十九歳より四十歳迄であつて左表の如くである。別に義勇兵制度ありて志願者を現役勤務に服せしめ、又勤勞婦人も義勇兵に服するこゝが出来る。

年 齡	兵役區分		勤務區分
	正 規 軍	民 兵 軍 交 代 部	
19—20	二年間に二箇月の教育を實施す		召集前の準備教育
21—25	現役五年間に於て歩砲兵八箇月、騎兵十一箇月の召集教育を行ふ	現役五年間に六箇月以内の召集教育を行ふ	現 役 (五 年) 在 營 歸 休
26—34	九年	九年	第一豫備役
35—40	六年	六年	第二豫備役

（召集期間通算三箇月以内、一年一箇月以内）

要するに蘇聯邦の兵役制度は徹底せる國民皆兵主義であつて、而も其間勞農一流の革命擁護手段を考案苦心しあるを窺ふこゝが出来る。尙聯邦の新兵役法を、他列強の夫れと比較するに、他列強が平和主義、軍縮問題等に影響せられて、齊しく在營年限の短縮を行ひあるに對し、正規兵に於て二乃至四年の長期在營を規定せるが如き、或は専門學校以上に於ける軍事訓練を義務的のものにせざるが如き、或は軍需工業を義務化し、兵役化せるが如き、皆蘇聯邦に於ける特異の點であつて、如何に蘇聯邦が軍備の整備に眞面目なるか、知られる。

三、平時兵力及編制、裝備

一九三二年に於ける赤軍平時總兵力は約百二十九萬六千にして、正規軍約四十六萬六千（民兵軍基幹人員を含む）、民兵軍交代部約六十萬、特別軍約二十三萬（國家保安部軍隊約十五萬、護送軍隊約八萬より成り、概ね左の如く編成せられて居り、尙別に空軍陸上部隊の兵力二萬三千を有してゐる。而して第一次五年計畫の進捗に伴ひ民兵師團若干其他の増加を見たのは特に注目し價する。

- 步兵軍團司令部 二二（軍團は二—四師團を基幹す）
- 步兵師團 二九
- 民兵步兵師團 四六
- 計七五

騎兵正規師團 10 } 計13
 同 民兵師團 3 }
 同 獨立旅團 8 }
 空軍諸部隊(純海軍用を除く) 飛行二〇六中隊、氣球一〇中隊、航空船三中隊
 其他の獨立諸隊

赤軍の裝備は、附表「列國新兵器整備一覽」に示すが如く、飛行機約二千二百機(純海軍用を除く)、戰車約千五百輛及多數の装甲自動車を有し、且此等戰車隊、装甲自動車隊を主體とし、常設の機械化旅團(聯隊)四個を設置し、尙數個の師團配屬機械化部隊を有して居る。右新兵器の裝備を我が陸軍に比するに、我が國に於ても最近滿洲事變を契機として内容の充實を圖り、且國民の赤誠による獻品を受くる等相當改善せられし所があつたけれども、蘇聯邦は飛行機數に於て三倍半、戰車數に於て約二十五倍の優勢を示し、機械化部隊の如きは、我が國では尙研究試驗中に屬し、未だ平時部隊の編成を見ざる狀況である。又赤軍の化學戰施設は中央機關として化學戰特別研究委員會、化學戰部隊(研究所六、製造所四、學校二、化學聯隊一、同獨立大隊三)を有する外、步兵聯隊、騎兵師團(獨立騎兵旅團)に化學小隊を有する等、我が陸軍に比し著しく完備し、火力裝備に於ても、亦我に優つて居る、即ち

赤軍步兵師團及騎兵師、旅團の火力裝備は左の如くである。

火 器 別	步兵師團(三聯隊)		騎兵師團(二旅團)		騎兵旅團(二聯隊)	
	輕 機	重 機	輕 機	重 機	野 砲	騎 砲
自動火器數	一六二	一六二	一六二	一六二	三三〇	三三〇
計	一六二	一六二	一六二	一六二	三三〇	三三〇
野 砲	三六	三六	三六	三六	三六	三六
騎 砲	二四	二四	二四	二四	二四	二四
同	六	六	六	六	六	六
火 砲 數	一二	一二	一二	一二	一二	一二
計	一二	一二	一二	一二	一二	一二
野 砲	三六	三六	三六	三六	三六	三六
騎 砲	二四	二四	二四	二四	二四	二四
同	六	六	六	六	六	六
計	四八	四八	四八	四八	四八	四八

備考 本表の外聯隊學校等の兵器を通算すれば、步兵師團に於て輕、重機各十八、野砲六を増加することゝなる。

之を要するに、勞農赤軍の戰鬥能力は、今や帝政露軍に優ることも劣らぬものゝなつたことは疑なき所で、更に産業五年計畫の進展に伴ひ屢々乎こして日を追ふて軍備は充實せられてゐる。

第二節 滿 洲 國

滿洲國陸海軍は、國內の治安並邊境及水域の警備に任ずるものであることは、同國陸海軍條例に明な所で、同國陸軍の特徴は即ち茲に在る。

滿洲國陸軍は現在兵力約十萬であるが、建軍以來日尙淺く未だ建設の途上に有るのであつて、其内容、實質等の検討は之を他日に俟たねばならぬ。

第三節 中華民國

支那の陸軍は由來軍閥の私兵と稱せられてゐる、現在に於ては全陸軍は表面上蔣介石又は張學良等の節制に服してゐるが、軍閥の私兵たる本質には毫も變化が無い、其主なるものを舉げれば、

中央軍（蔣介石直系軍、傍系軍）

東北軍（張學良軍）

山西軍（閻錫山軍）

西北軍（馮玉祥系軍）

廣東軍、第十九路軍、各地方軍

等である、之等各軍の總稱が即ち中華民國陸軍とすれば、其兵力は約二百萬である。

以上は正規軍であるか、軍隊類似の自衛團、土匪團、共產軍の如き、武裝團體が有つて、軍隊と略同様の戰鬥力を有してゐる。其數は軍隊同様莫大のものであるが、其實數は算定困難である。民國十七年の編遣會議に於ては全軍を八十萬に減ずることを定めたるも、是單に紙上の計畫に止まり、實際は却つて兵力を増加せる有様である。其裝備は逐次改善せられ輕重機關銃、歩兵砲、野山砲、迫撃砲、高射砲等の新式兵器により裝備せられ、軍用飛行機は約二百機に達してゐる、殊に昭和七年春上海事件に於て、航空及防空兵力の必要を痛感して以來、軍部は固より一般民間にも航空熱防空熱の勃興をまじく、其將來は注目せらるゝに至つた。

冒頭述べた通り中華民國陸軍は軍閥の私兵である、又其素質に於ては列強陸軍に比して遜色有るは周知のこゝではあるが、時の場合に依つては相當の戰鬥能力を發揮するこゝのあることは、上海事件の示す所である。殊に其兵數の桁違ひに莫大なるは一特徴とすべく、又裝備に於て漸次近代式軍隊の體裁を備へつゝあるを看過するこゝは出來ない。

第四節 北米合衆國

一、國防要領

米國は世界大戰の苦き經驗に鑑み、戰後其國防法に根本的改正を加ふるに共に、教育組織の統一、編制の確立並に護國軍及編成豫備軍の整備に努力したが、參謀總長「パーシング」大將は、一九二二年七月二十三日國防方針に關し左の要旨を發表した。

米國は開戰當初に於て平時常設の正規軍を動員して九個師團とし、之に護國軍十八師團並に編成豫備軍の一部を加へ、先づ之を以て國境、海岸を守備し、其掩護の下に國內に於て大動員を行ひ、且此間各軍の軍事訓練を補足、完成し、海軍は米本國に對する敵襲の防衛を陸軍に委し獨立して作戰す。

元來國防は我が國土の保安のみを以て目的を達し得るものではない、従つて各軍の動員及訓練完成せば、陸軍は遠征軍を編成して攻勢作戰を敢行する云々。

右の所謂「國內の大動員」準備に就て述べれば、既に戰時約四百五十萬の大軍を動員するの計畫を確立し、且戰時國防の尠大なる所要に應ぜんが爲、産業、資源及勞働等諸般の事項を網羅する周密なる産業動員計畫の基礎を策定し、銳意之が完成に向ひ官民齊しく大なる努力を續けて居る。

二、兵役制度

米國は其獨立戰爭以來義勇兵制度を以て兵制の根本となしありて、終始一貫せる建軍の主義は左の如くである。

1、國防は舉國一致を以て行ふべく、米國市民にして苟も體格適當なる男子は凡て米國民兵たるの義務を有す。

2、然れども之が爲國家の強制を以て軍隊を構成することなく、其建國の精神たる自由平等主義に基き、市民の自覺に待つ趣旨に依り志願兵制度を採用して建軍し、平時は最小限度の精銳部隊を存置し、有事に際し所要の大軍を編成す。

米國は以上の主義に依りて獨立戰爭以來各種の戰爭を経過したが、其都度臨時募集の民兵に依りて正規軍を補充し、兎も角も其目的を達成して來たのである。然れども其間、此種制度の通弊たる軍事能力の低劣、志願者の少數に依る補充難等の爲、可なり苦き經驗を嘗め、一部の間には強制徵兵制度の必要、正規軍兵力の増大等を高唱せられたるにこそ一再にして止まらなかつたが、世界大戰に至る迄其實現を見なかつたのである。

然るに米國が世界大戰に参加するや、徵兵令を制定し、強大なる徵兵軍の編成に成功して、戰前僅に十萬に過ぎざりし正規軍より一躍三百五十萬有餘の尠大なる國軍の整備を爲したるにこそは周知の事實である。此事實は英國が大戦参加後約一年半にして徵兵制度を布きたるに對比し、兩者の共通性を觀取するに共に、米國が参戰直後之を實施し得たるは、米國の爲好都合たりしにこそを思はしむるのである。

徴兵制度が米國軍建設に偉功ありしこと上述の如くなりし爲、戦後兵制問題の論議に方り、累年繼承し來つた志願兵制度、即ち祖國の爲至高なる犠牲心の本能的發露に期待せむとするの制度は危険にして、徴兵制度の優越を認め、參謀本部は固より上下兩院軍事委員會は、一般國民軍事訓練案を議會に提出するに共に、大統領の徴兵權問題を提唱した。然るに議會は「國民の全力を擧げて經濟方面に傾注せむ」をとするの政策を標榜し、前述の提議を否決するに至り、米國は戦前の志願兵制に依る建軍の方式に復歸することとなつた。

米國陸軍は正規軍、護國軍及編成豫備軍より成る。

1、正規軍

正規軍は職業的軍人のみより成る常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主體となり、一部を以て護國軍、編成豫備軍及市民の軍事教育訓練を指導し、有事の際は第一線出動部隊の骨幹となるのである。

2、護國軍

護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に屬し地方の守備並治安維持に任ずるものである。而して戦時又は事變に際しては、大統領に於て議會の承認を経たる

上、合衆國の爲使用し得る如くなつて居る。従つて中央政府より毎年各州に豫算を補助し、定數の護國軍を維持して其編制、裝備、教育等皆正規軍に準據せしめ、以て戦時國防軍の第一線を形成せしむるのである。

護國軍將校以下は平素定業に服し(但一部は正規軍將校以下に同様學校教育を受く)、毎年約百四十時間以上の訓練並夏季十五日間の野營を行ふに過ぎないから、軍事的訓練は正規軍に比し遜色あるを免れないが、地位教養ある有力者が擧つて入隊するから、精神的素質は優秀なものである。

3、編成豫備軍

編成豫備軍は合衆國の戦時兵力の主力であつて、平時志願に依る將校及若干の下士を以て編制の一部を成形し、他は總て紙上の編制とし、戦時は郷土を中心とし下士以下の要員を召集して編成及教育を完了する。従つて精神的素質は優秀なるも、軍事訓練の程度は謂ふに足らぬ。

米國陸軍の補充、服役は其種類に應じて左の如くになつて居る。

正規軍下士卒は米國市民若は市民たるの意志を發表した男子にして、十八歳乃至三十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は三箇年及一箇年の二種(一箇年服役志願者は少數)であつて、再服役は三箇年を一期として居る。

正規軍下士卒は除隊後豫備役服務の義務はない。

護國軍兵卒は正規軍と同様、米國市民若は市民たるの意志を發表した男子にして、十八歳乃至四十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は一箇年及三箇年の二種であつて、再服役は一年を一期として居る。

三、兵力及編制

平時兵力は左の通りである。

1、正規軍

正規軍は歩兵九師團、騎兵三師團及特種部隊(砲兵旅團、航空兵團等)より成り、其兵力は國防法に依り其最大限を定め、豫算に依り年々の兵力を規定せらる、のであつて、其人員は左の如くである。

國防法規定の兵力	將	校	一七、七〇〇
	准士官以下		二八〇、〇〇〇
	計		二九七、七〇〇

現在兵力(一九三一年七月一日)

將	校	一二、一八〇
准士官以下		一一九、八八八
計		一三二、〇六八

2、護國軍

護國軍は歩兵十八師團(一部未完成)、騎兵四師團(基幹部隊のみ現在す)より成り、國防法規定の兵力は四二五、〇〇〇人であるが、如斯大軍を維持するは經費之を許さないので、従來より此定員に充たざるこゝ遠く、一九三二年七月一日に於ける現在兵力は一八七、四二三人である。

右の平時兵力の中本土以外に在るものとして比律賓、布哇及巴奈馬に各、正規軍約一師團、「ポルトリコ」に歩兵一聯隊、「アラスカ」に歩兵一大隊、天津に歩兵二大隊(比律賓師團より派遣するも、陸軍省の直轄)がある。

次に其戰時兵力は新動員計畫に依れば戰時約四百五十萬の大軍を動員せんとするものにして、米本國に於ける第一次動員兵力は約二百萬に達するもの、如く、概ね左の部隊より成る。

- 1、正規軍
 - 歩兵九師團、騎兵三師團
 - 軍團及軍直屬部隊

- 2、護國軍 歩兵十八師團及騎兵四師團を基幹とするもの
- 3、編成豫備軍 歩兵二十七師團、騎兵六師團及特種部隊九箇

國防法に依れば、平時より二十七師團編成の企圖を有するも、護國軍と同様、豫算の関係上未だ之を實現するに至らず、一九三一年六月下旬に於ける既教育兵力は一二四、〇三六人で、中一一九、一九九人は將校要員である。

以上歩兵五十四師團、騎兵十五師團を以て十八軍團、六野戰軍を編成する。

第五節 英國

一、國防要領

英帝國國防の大方針は「領土を保有し、其結合を鞏固にし、對外權利を維持し、且通商貿易の保護を主とする」に在る。之が爲必要なる範圍の制空及制海權の確保、屬領各部の獨立防禦及相互援助を策するを以て其綱領としてゐる。

右方針に基く國軍整備の要領は概ね次の如くである。

- 1、海軍政策 英本國は最強一國標準の海軍勢力を有し、根據地を整備して其移動能力を増大し、

有事の際世界の海上に敵に先んじ優勢の海軍を集中し得しめ、各自治領は或は獨立海軍の建造を企圖し、然らざるも本國海軍費の一部を分擔して其海防を本國に委任し、又は臨機に海軍根據地構成を援助する等の形式に依り本國海軍に協力すること、なつてゐる。

前勞働黨内閣の際軍備縮少を提唱し、海軍軍備制限會議を主催し、日、英、米三國間に海軍條約の調印を見るに至つたが、依然國際協調の範圍内に於て、最強一國標準を保持せんとする傳統的方針に變りはない。

- 2、陸軍政策 英帝國の領土防衛上、必要なる限度の陸軍を整備し、其相互的援助を確實にし、且國民軍事豫備教育の徹底を圖る等各種の施設に依て戰時陸軍の擴大を準備す。

世界大戰後志願兵制度に復歸せる結果、兵員充實の爲地方軍を改編して其裝備を正規軍と同様になし、戰時兵力の増強に努め、以て大陸に於ける活潑なる運動戰を準備し、速戰即決を策してゐる、特に軍の機械化に依て其能力の向上を圖つてゐる。

- 3、空軍政策 英本國に對し空中攻撃を可能とする範圍内の列國中最強一國を標準とする航空隊を本國に備へ、以て其防空を完全ならしめ、且陸、海軍及植民地の要求に應じ得る獨立の空軍を整備し、尙民用航空を補助、獎勵して戰時の要求に應ずる擴張を準備してゐる。

英國は戰後軍備縮少を高唱し、之を實施したが、今日も雖前述の大綱を維持し、實質に於て國防の完備、充實に努めて居る。第一回勞働黨内閣當時に於ても空軍大擴張を是認し、補助艦建造を敢行し、兵員の縮少は其極限に到達せりと言明した。加之平時研究の爲多額の經費を支出して「戰時不良資材の誤用を避くるに努むるは是眞に經濟なり」と稱し、益々科學的研究を盛にし、其結果は直に之を國軍に採用して戰用資材を改良するに費用を吝まず、所謂軍の機械化就中戰車に關しては特に力を用ひ、又航空機に力を傾注し時勢に適應する國防力の充實を企圖し、著々之を實施してゐる。

二、兵役制度

英國の兵役は志願兵制度である。其徵兵制度を採用せざる所以は、同國古來の風習として強制を絶対に好まざる自由主義、過去に於て義勇兵制を以て世に誇り來りたる自尊心に依るものであつて、平時に在りては志願兵制度は最も其國情に恰適しありと認めて居る。

正規軍兵卒は十八歳以上二十五歳以下の壯丁より募集し、其服役期間は十二箇年である。之を現役、豫備役の二期に分ち、志願に依り其全期間を現役に服し、又服役期間二十一箇年に達する迄再服役を爲すことが出来る。現役、豫備役の各期間は募兵の状況並海外勤務の爲の派遣、交代等の關係を顧慮し、各兵種に依り多少の差あるも、大體現役七年、豫備役五年を通常とする、而して此現役七年は當初一

年を教育に、爾後の六年を三年宛海外及本國に交代服務せしめんとするものである。

又地方軍兵卒は十七歳以上三十八歳以下の者より募集し、其服役期間は四年であつて、爾後一年乃至四年の延期を志願することが出来る、而して服役最終の年齢を三十八歳と規定して居る。

尙英國の兵役に就て特筆すべきは、大戰間の状況である。即ち英國は開戦後志願者のみを以てしては到底十分なる兵員を得る能はざるに鑑み、且國家防衛の任務は國民全部の負擔すべき所なるのみならず、軍事教育の國民體育及精神上に及す利益多大なるものありと爲し、強制徵兵を必要とするの議論漸く盛みなり、當時英國陸軍の首腦者たりし「ロバーツ」元帥主として之を唱道し、大に國民の注意を喚起したが、保守的にして舊慣を尊び且民權の發達せる英國に於ては、國民大多數の賛同を得るに甚だ困難の状況であつたが、國家存亡の秋には何物をも犠牲とせざるを得ず、遂に開戦後一年有餘にして之を實施するに至つた。

斯くして戰爭は英國側に有利に進展し、其終了と共に徵兵令を撤廢して舊制に復した。然しながら大戰の經驗は英國上下をして國防充實の必要を痛感せしむるものあり、爲に徵兵令は撤廢したるも、軍備の内容充實、改善に依り將來戰に應ずる軍隊の建設に努むるに共に、國民軍事豫備教育の普及等に意を注ぎ、益々國民皆兵の實を擧げて戰時の擴大性を準備しある状況である。

而して英國陸軍は之を**正規軍**、**地方軍**及**豫備軍**の三種に大別し、正規軍は常備團隊、豫備軍、補充豫備及民兵に、又地方軍は地方軍及同豫備に区分する。

1、正規軍

常備團隊は野戰軍の骨幹を爲し、主として外征に使用せらるゝものであつて、平時本國に駐屯する外、印度其他の海外植民地等の守備に任じて居る。

2、地方軍

地方軍は戰時必要に應じ議會の協賛を経て外征に使用するものであつて、平時教育訓練の爲基幹部隊を有し、時々召集して各種の訓練を行つて居る。其訓練の回数は左の如くである。

第一年度 四十五回 外に野營八日乃至十五日

第二年度乃至第四年度 毎年二十四回宛 外に野營八日乃至十五日

而して其募集、保持は全然州協會の手に委し、軍隊教育に關してのみ軍管區司令官の監督を受けることになつて居る。

3、豫備軍

豫備軍は

正規軍豫備

將校補充豫備及補充豫備

民兵及海峽諸島及植民地民兵

地方軍豫備

に區分せられ正規軍豫備は現役を終了せるものにして、一九三二年一月現在の兵力一二四、五〇九人である。

將校補充豫備及補充豫備は動員に方り將校の補充及技術兵の補充に充つるものにて、一九二四年創設に係り、補充豫備の兵力一九三二年一月現在に於て一七、四八五を有してゐる。

民兵は正規軍豫備使用後正規軍の補充に充てらるゝものである。

地方軍豫備は目下編制中である。

之を要するに、英國陸軍の組織は、前述の如くであるが、今や英國は、各國空軍及長射程砲等の發達に鑑み、其國防を地理的の恩恵にのみ委するを得ざるに至りしを以て、軍の機械化、空軍其他の整備乃至國民訓練に對し多大の努力を拂つてゐる。

三、兵力及編制

一九三二年度豫算面に依る英國陸軍の平時兵力は左の如くである。

正規軍	一二七、八〇〇人(英本國は五師團)
印度英人隊	五八、一一一人
地方軍	一三六、五〇〇人(一四師團)
計	三二二、四二一人

右の外動員部隊として左の如きものがある。

正規軍豫備軍	一二四、五〇〇人
補充豫備	一七、四八五人

尙英國は海外自治領及植民地に左の如き兵力(土民軍等を含む)を有して居る。

加奈陀	一二九、三九五入
濠洲	二九、七二六入
印度	一六八、六六〇人(英人隊を除く)
新西蘭	一七、五三六入
南阿	一、三九七入

愛蘭現役軍

六、二〇八人

計

三五二、九二二人

以上の外空軍約三萬二千(別に印度に二千)を有して居る。

第六節 佛 國

一、國防要領

凡そ佛國國防の基調は其國の安全を保持し、國權を防護し併せて其海外發展を圖るにある。而して之が爲最も顧慮しあるは對獨國防なるも、其空海軍は對英、對伊の顧慮をも有する事勿論である。以下陸空軍の主要對象國たる、獨逸に對する國防の要領を極めて簡単に紹介する。

一、佛國は何故獨逸の復讐を恐れて居るか。

由來獨佛は犬猿の間柄に在る。佛國大革命以來佛國は大那翁の盛時及世界大戰末期以來對獨優勢を示したるも、獨逸の侵襲を被りたる事正に數回である。

世界大戰の結果獨逸に對して徹底的壓迫を加へたるも、獨逸を盟主とするゲルマン民族の一億に

垂んミするに對し、佛國側の「ラテン」民族は六七千萬に過ぎない。而も現時に於ける情勢は世界大戦時に於けるが如く、他の強國が常に必ずしも佛國に加擔するものにして晏如して居ることは出来ず。加ふるに獨佛の國境は接壤してゐるから、佛國にしても獨逸に對する恐怖心を清算するに出来ぬ。

二、佛國の對獨態度

右の如きを以て佛國は、其外交手段に於て先づ其安全保障を求むるに共に對獨抑壓の政策を取り、内に於て軍備の充實を念ミした。

「フオツシュ」元帥の主張に依る「ライン」を以て國境線とするの案は脆くも平和會議に於て敗れたが、佛國は或は英に或は米に安全保障を求めた。然しこれ亦満足すべき結果を得ずして、纔かに一九二七年「ロカルノ」條約を以て先づ一段落を告げた。

世界大戦後軍縮の思調は世界を風靡した。經濟的の不況も一度ならず襲來した。佛國は此二大難關に遭遇して、前者に對しては軍縮の前提は安全保障なりと多少の軍縮を實施しつゝ、も尙容易に譲らず、後者に對しては當局の施設に國民の自覺を以て漸く之を切り抜け、三千の飛行機に五十餘萬の陸軍を擁し、尙且莫大の經費を費して北方要塞の改造築設に精進して居る。



一方獨逸に對しては平和條約に依り其軍備を徹底的に制限し、賠償金に依りて其經濟的勃興を抑へた。獨逸は現實的の要求に精神的の不快から、其壓迫を免るべく種々の運動をなし、賠償金問題は去る「ローザンヌ」會議にて大體清算せられ、軍備問題は八月二十九日對佛覺書を送りて軍備平等權を要求した。佛國は固より平和條約特に聯盟規約を楯に對獨單獨交渉を避け、軍縮は國際聯盟の事業にして、獨佛の私議すべきものに非ずとなし、特に獨逸に軍備再建の意見ありと攻撃し、其波紋は相當大なるものがあつたが、英、米、伊等の調停的介入もありて、兎に角獨逸も軍縮會議に参加することとなり、佛國は最近同國特有の軍縮案を聯盟に提案したのである。

三、佛國陸空軍の對獨作戰の方針

佛國は獨逸の攻撃を受くるに際しては、先づ本國所在の平時平力を以て要塞を利用しつゝ、其國境を守り國內の總動員及海外なりの増援を待つ方針である。これは單に限られたる一部の方針に過ぎざるべく、固より敵國武力の中心を覆滅すべく、攻勢的の作戰を考へあることは推測に難くない所である。

二、兵役制度

國民皆兵を主義とせる佛國現時の兵役法は、一八七〇年普佛戦争後の創始に係るものである。即ち該

戦役の大敗は職業的軍人の弊害を暴露したる結果、茲に武装せる國民に依る陸軍、換言すれば對獨復讐の國軍を要求し、必[●]任[●]義[●]務[●]制[●]の現出ミなつたのである。爾來佛國の兵役法は若干の改正を経て第二十世紀に入つたが、當時國際關係の平穩なる情勢並平和主義の擡頭は、漸く當年の對獨復讐觀念を消磨せしめ、寧ろ社會政策的施設に重きを置くに至り、終に一九〇五年の兵役法の改正（三年兵役より二年兵役に改正）ミなつた。

然るに此兵役法の改正は、佛軍の素質を漸次低下せしめ、遂に二年兵役を以てしては國防を安全ならしむる能はざるを認めしむるに至つた。之に對し、獨逸は軍備擴張に次ぐに擴張を以てし、一九一三年頃に至つては、佛獨開戦の避くべからざる情勢ミなり、佛國上下をして一層危惧の念を抱かしむるに至つた。茲に於て佛國の輿論は再び對外硬に變轉し、一九一三年、三年現役兵制を採用することミなつた。斯くして大戰に参加したのであつたが、大戰終熄後は國際平和思想の勃興ミ戰後復舊及之に纏綿せる財政難ミの爲、軍備縮少、整理の聲漸次大ミなり、兵役法亦其影響を受け、特に人口の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふの必要に迫られ、一九二三年春産業振興の爲、短期兵制採用に伴ふ教育施設に要する經費の膨脹をも忍んで、一年半在營を基礎とする兵役法の發布を見るに至つたが、一九二八年四月更に一年在營制へミ進展した。

今佛國の新舊徵兵令中其兵役年限を對照せば左の如くである。

一九二三年徵兵令		新徵兵令(現行)	
現役(在營)	一年半	現役(在營)	一年
歸 休	二年	歸 休	三年
第一豫備役	十六年半	第一豫備役	十六年
第二豫備役	八年	第二豫備役	八年
計二十八		計二十八	

新軍制の基礎は一年在營制の實現にある。之が爲軍事上幾多の缺陷障礙を招來することは勿論であるが、佛國が大戰の結果蒙れる經濟上の創痍を速に恢復せんが爲には、在營年限を短縮し、最も活動期にある壯丁を速に歸郷して職に就かしめざるべからずとの輿論に基いたるものである。従つて新軍制は其採用に伴ひ、必然起るべき諸種の缺陷に對し、軍の編制、教育、動員、國境掩護等を如何にすべきやを十分に考慮して建てられたものであつて、其重要項目を列擧すれば左の如くである。

- 1、編制の改變
 - 平時本國軍の編制を三十二師團より二十師團に減す。
- 2、控置兵團の創設

常備兵力中本國の防備に任ずべき軍隊と海外屬領の守備に任ずべき軍隊とを判然區別し、後者を更に直接海外領土に駐屯する兵力に情況に依り之を増援すべき遊動兵力に分つ。此遊動兵力は新軍制に依る創設であつて其兵力約六師團に相當する。

3、動員署の創設

動員署は動員の準備及實行に専任すべき特設の機關である。從來動員の計畫及實施は軍隊の専任する所であつたが、一年在營制採用の結果、部隊の定員及部隊数が減少し、且軍隊は教育、訓練に一層の努力を傾倒するの必要を生じた。然るに、部隊の定員減少は動員の實施を頗る困難ならしめ、部隊数の甚しい減少は、所要の戰時部隊の動員を不可能ならしめた。又軍隊をして教育、訓練に専念せしむる爲には、動員業務を軍隊から切り離す必要を生じた。即ち動員署は一年在營制採用の結果當然の代償施設として生じたものである。

4、長期志願兵の増加

長期志願兵の採用は一年在營制に伴ふ重要な施設である。抑、植民地守備の軍隊の要員、動員署の要員、軍隊に於ける教育及勤務の爲の下級幹部及下士補充の爲の要員は、常時所要の訓練を経たる兵卒を以て充當するを要するものであるが、一年在營制採用の結果、一般徴兵は右の技能

を有せざるを以て、悉く長期志願兵を以て充當せねばならぬのである。故に新軍制に於ては十萬六千の長期志願兵を有し、其内約三萬を植民地軍隊の要員に、約一萬六千を動員署の要員に、残り約六萬を本國軍隊の教育勤務要員及下士補充の要員に充當してゐる。若し一年在營制に於て、此十萬六千の長期志願兵の数が不足するときは、教育は勿論植民地の守備、本國軍の動員上一大支障を來し國家の安危に關するを以て、政府は之が充實を見るにあらざれば一年在營に移らざるべきを、斷乎として言明し、議會は之に承認を與へたのである。

5、軍屬、備人、憲兵の増加

軍屬、備人の増加は軍隊の雜務を減じ、憲兵の増加は軍隊の衛戍勤務を軽減するもので、是亦一年在營に伴ふ重要施設である。

以上の改革は、在營年限を短縮し、隊数を減少したるに拘らず、初年度費以外毎年の經常費に於ても約六億一千七百萬法の増加を示し、藏相は之に關し議會に於て、『在營年限の短縮は決して國費の節約とはならぬことに注意せられたい。而して財政上の事情に依り在營年限の短縮から生ずる國防力の缺陷を補ふことを怠つてはならぬ』と述べて居る。

尙國家總動員準備業務の基礎法として、政府は國家總動員法案の制定を企圖し、一九二七年三月下院

を、一九二八年二月上院を通過せしめた。同案は上院に於ける修正の結果、更に下院に廻付し在るの状況で、之が制定公布を見るの日も蓋し遠きにあらざるべしと思はれる。

之を要するに佛國の兵役制度は對外政策に對内特に社會政策的見地よりして、幾多の消長があつた。然し必[●]任[●]義[●]務[●]兵[●]制[●]た[●]る[●]の[●]根[●]本[●]に[●]於[●]て[●]は[●]終[●]始[●]變[●]り[●]が[●]なく、新徵兵令第一條に於ても「全佛國民は兵役の義務を有す」を定め、又同第二條に於て「兵役の義務は凡ての者に對し平等に課せらるる」を規定せるのみならず、更に「兵役義務に服せざる全佛國人は疾患上の障礙を有せざる限り、動員に際し行政經濟方面の要員として徵集せらるる」べきことを規定せるが如き、國民皆兵の實は一層徹底的になつたもの云ふべきである。

尙佛國內には最近米國大統領「フーバー」氏の三分一軍縮案に答ふる爲、更に在營年限を一年より九箇月に短縮すべしとの議があるが、軍部當局は國防上の見地から極力之に反對してゐる、將來之が如何なる結末を告ぐるかは注目に價する所である。

三、兵力及編制

平時の兵力を以て編成せらるる、常備兵團は左の如くである。

歩兵師團

二〇(舊編制は三十二師團にして目下改編の途中にあり)

騎兵師團

五

總豫備

控置兵團約六師團其他若干

尙空軍陸上部隊として空軍師團三 同獨立旅團一

其他植民地、保護國及委任統治地に必要なる部隊

新編制に依る平時兵力は將校約二萬八千、下士卒五十三萬七千であつて其徵集區分は左の如くである。

一年次の壯丁

二四〇、〇〇〇

長期志願兵

一〇六、〇〇〇

土人兵

一七五、〇〇〇

外人兵

一六、〇〇〇

第七節 獨 國

一、國防要領

獨國は平和條約に依て有ゆる方面に至嚴の桎梏を加へられて居るが、獨國の上下は決して此の如き消

極的狀態を以て満足するに過ぎなく、刻苦精勵他日の飛躍を圖りつ、あるに過ぎずは周知の事實であつて、昨夏以來同國の主張しある軍備平等權問題の如き、實に其一つの表明であつて、最近政局の右偏に伴ひ此傾向は特に甚しい様子である。従つて表面平和條約の制限を實施しつ、一朝有事の際大陸軍の建設を策しつ、あるは明であるが、其豫想敵國を何れに定めあるやは茲に改めて言ふまでもない。斯く觀じ來るに、共和國獨逸に於ける國軍建制的基調は、『獨立國家として其體面を維持するに足る軍備を確立するに共に、他日其國力の回復せる曉に於て攻勢作戰も亦敢て辭せず』といふに歸著する様である。

右の如き條約の制限に自國の發展との相反する二要求に基き、獨國當局は其國軍を左の要領に依て建設せんとして居る様に付度せられる。

現在の國防軍十萬及警察隊十五萬(相當多數を國內治安維持に充用す)は主として幹部に使用し、戰時數百萬の在郷歴戰者や青少年訓練を終れるものを召集し、立ちどころに莫大なる野戰軍を編成す。右の方針に従ひ、獨軍の建設は左の諸點に著眼して行はれつ、あるものも判斷せられて居る。

1、多數の馬匹を繋畜すること

幸ひ條約には馬匹繋畜數に關する制限なきを以て、獨逸は右の方針に鑑み多數の馬匹を繋留しあ

るもの、如くである。現に豫算表に依れば人員に對する馬匹の比例は他の列強軍に比して遙に多い。

2、武器、彈藥、材料の貯藏に努力すること

武器、彈藥、材料は條約に従ひ、或は之を破壊し或は之を聯合軍に引渡し、其總額莫大に上つて居るので、今や名實共に多數の戰用兵器を有して居ない筈である。殊に民間散在兵器は國內の秩序を紊す原因となるものなるが故に、政府は極力之を買収又は押收したのである。然しながら、前述の方針に従ひ、政府は極力規定以外の兵器を貯藏し、又其豫算表に就て見るも、之が費目は他の支出に比し力を用ひあるに明なるのみならず、縦ひ平時貯藏數少きも同國の工業力は、戰時速に之が充實を期することが出来る。

3、力を幹部教育及警察隊訓練に用ふることに

4、統帥及訓練を統一し精銳堅實なる軍隊の練成を期すること

數に於て制限せられたる獨軍が軍隊價値の向上に努力することは勿論のことであつて、且革命以來の國情之を要するが爲である。國防省内に統帥部を設け、曾ては獨逸新軍の事實上の建設者たりし「ゼークト」將軍をして獨軍の統帥、教育、人事を統一せしめ、將軍は事實に於て獨軍最高指

揮官となりしが、同將軍退職後、雖其後任者は依然此趣旨を繼承して居る。

5、通信隊、自動車隊等の施設に努むるこゝ

現代の戦争に於て數百萬の大軍を運用、指揮せんが爲には、莫大なる通信及運搬機關を必要とし、平時より之が設備を要するこゝ勿論であるが、獨逸の豫算表を見れば、此點に著意しあるこゝを十分に窺知するこゝが出来る。

6、航空機其他新式兵器材料の發明製作に努力するこゝ

文明の進歩に伴ひ、兵器、材料の優劣が軍の戰鬥力に影響を及すこゝ益、大なるは自明の理である。數に於て制限せられたる獨軍が、其國民の天稟たる科學知識を傾けて、新式有效の兵器、器材を發明し、之を實地に應用して居るこゝは疑ふ餘地のないこゝである。現に一九二九年八月飛來した「ツェツペリン」伯飛行船は、高率の税金に悩みつゝ、ある獨國民の贈金により作られたるものである。又「ユンカー」飛行機會社のD、二〇〇〇號、「ドルニエ」會社D・O・Xの如き、何れも世界に誇る大型飛行機であつて、製造技術に於ては何れの國の追隨をも許さないのである。

又元統帥部長たる前記「ゼークト」將軍は、其挂冠後、新軍編成に關する意見を發表して、長期志願兵より成る軍隊の價值重大なるを強調した。其説が政策的意義を有するや否やは別として、其唱ふる所

の裝備、訓練共に完全なる精銳部隊を重要視すべしこの一事は注意すべきである。

二、兵役制度

獨國在來の一般兵役義務制は平和條約に依りて全然禁止せられ、志願に依りて軍人を徵集し、努めて其現役期限を長くし、以て在郷軍人の増加を防止し、戦時獨軍の擴張を至難なる如く規定せられて居る。此の如きは獨國を苦しむる爲に作られた制度であつて、自主の國家に取りては殆ど研究の價值なきものなるも、其梗概を述べれば左の如くである。

志願兵の募集は毎年春秋二期に於て新聞其他の手段に依て發表せられ、應募者は滿十七歳より滿二十三歳に至る間の者で、成るべく滿十九歳より二十歳迄の者を採用するこゝに規定せられて居る。下士卒の服務年限は通常十二年であつて、毎年の募集人員は滿期除隊に依りて生ずる缺員を、服務期間故障に依り生ずる缺員を補充するに要する人員である。一九二九年度に於ては、志願者十二萬人の内採用人員九千七百三十二人にして素質優良なるものを選定し得る状態にある。

三、兵力及編制

一、正規軍

獨國陸軍の兵力、編制を知らんことを欲せば、先づ平和條約が彼に課したる軍備上の制限を一覽するを要

する。今其要點を擧ぐれば

- 1、獨國の常備軍は十萬に限定せられ將校の數は四千を超ゆべからず
- 2、參謀部及軍事行政機關は常備軍十萬を維持するに必須の最小限に規定せらる
- 3、兵器、軍用材料並軍用工場等は嚴に其數を限定せらる
- 4、義務徵兵制度を廢し志願兵制度に依らざるべからず

等である。

此新軍十萬は歩兵七師團、騎兵三師團に編成せられて居る。而して其配置は獨逸舊軍の歴史を尊重し、且戰時擴大する野戰軍の基幹部隊たらしむる目的を以て、平時に於ける分散配置の弊を忍びつゝ、恰も舊獨軍の縮圖の如く、舊衛戍地、舊兵營に分散配置せられて居る。

革命後の過渡期に制定せられたる國防軍の諸制度は、徒らに社會民主的の理想に趨り、軍の要求に合致せざるものも少くなかつたが、其後古來養はれ來つた軍の傳統的精神と歴史とに従つて、漸次諸制度を改廢し、國防軍條例を確定し、現役在營期間に於ける選舉權の行使を中止し、革命後一時權威を擅にしたる兵卒會議も其存在を失ひ、軍紀は再び確立し、更に一九三〇年讀法を改正して軍隊の中正不偏を強調する所があつた。

二、軍隊類似機關

前諸項に述べたる如く平和條約規定の國防軍兵力は甚だ尠く、戰時要員の養成も亦著しく制限せられて居る。従つて獨國は之のみを以ては其國防を全うする能はざるのみならず、平時國內の秩序維持にすら支障を生ずる如き状態であつた。是に於て獨國當局は各種の手段を盡して此缺を補はんとして居る。

其最も顯著なるは警察隊であつて、該隊は一九二一年「ブローニユ」會議に於て聯合國側より許可せられ、其兵力は十五萬である。其内容は概して舊獨軍に屬したる歴戰の將士より成り、其編制、教育等は總て軍隊に準據せしめ、其裝備の如きは全く軍隊と同一にして、小銃は勿論機關銃、裝甲自動車等を有し、恰も一種の豫備軍を形成しある状態である。

右警察隊の外、自衛團、技術應急團、獨逸將校同盟團、其他軍事的性質を有する團體多數あり、此等は舊獨軍の將士に依て組織せられ、陰に陽に官憲の庇護を受けて居る。此等團體中には聯合國の抗議に遭ひて廢止を見たるものもあるも、尙巧に名稱、形態を變へて其實在するものも少くない。

又軍隊類似機關と稱するを得ぬが、昨一九三二年九月には「ヴェルサイユ」條約の禁止にか、はらず、公然内務省管轄して獨逸青年訓練所管理局なるものを設置し、最近迄現役たりし優秀な將軍を其長

もし青年に對し心身の鍛練團體訓練を施すこと、なつた。

八八

是に由て之を觀るに、獨國上下が聯合國の壓迫に堪へつゝ、あらゆる手段を盡して國防の完備に熟中して居ることを窺知し得るが、昨春秋には遂に軍縮會議を機とし「諸國に於て軍縮の誠意無くば獨逸に軍備の自由を與へよ」と叫ばしむるに到り、佛國を對象として歐洲に唯ならぬ險惡な空氣を漂はすに至つた。

爰に最後に注意を要する點は、平和條約により制限せられ、世界軍縮の先驅として制限せられたる獨國の現軍備が尙正規軍十萬、警察隊十五萬合計二十五萬の大なる平時兵力を有することである。

第八節 伊 國

一、國防要領

伊國陸軍は、世界大戰後久しく編制改正問題に悩んだが、一九二三年初、其決定を見、改正を實行した。今其陸軍政策も目すべきものを摘記すれば左の如くである。

- 1、國內の安寧秩序維持に十分なること
- 2、戰爭に際し機を失せず其準備を完了するに要する最少限度の人員を有すること

- 3、動員に際し成るべく迅速に動員軍の編成集中を行ひ得ること

- 4、動員完了迄一時國境防備に當るに十分なること

伊國に於ては、國家動員令は一九二六年既に法律として公布せられ、之が機關として中央に國防最高會議、國家總動員準備委員會、國防會議事務局、經濟省內産業動員局があつて、夫々總動員施設を研究準備し、地方には管區を設けて業務の實施を便ならしめんことを期して居るのみならず、最近に於ては特別のものを除く國民全體に對し、戰時第一線軍の戰鬥能力を保持増進する爲の必要なる義務及罪則を規定する法律案を出した。之を要するに、伊國は夙に總動員の必要を痛感し、且之が組織を具體的に進めつゝあつて、殊に國家の全勢力を平時組織より戰時組織に移すことを法律を以て規定して居る如きは、大に徹底した遣り方であること謂ふべきである。

二、兵役制度

伊國の兵役制度も亦國民皆兵、義務の平等を原則として居る。伊國の新徵兵令は一九二三年の改正に係り、其在營年限を一年半に規定して居る。伊國が新徵兵法に依りて右の在營年限を決定するに至りたる経緯は、國防上の要求と社會政策上の主張と相錯綜し、可成り興味ある経過を示して居る、即ち左の如くである。

八九

伊國は大戦前各兵種共二年在營制を採用して戦役を経過し、休戦後一九一九年十一月、一たび一年在營制を採用したるも、遂に實施するに至らずして止んだ。次で一九二〇年四月社會黨出身「ボノミ」、陸相に就任するや、國家財政の狀態に鑑み、最小の經費を以て最大の戦時兵員を得むが爲、在營八箇月制を定めて壯丁全部の入營を企圖し、下士學校の新設、入營前軍事豫備教育の普及、工卒、雜役勤務の免除等の施設に相俟て、武装國民の實現を圖つた。然れども軍隊の實際的勤務、平時警備に對する處置及軍事豫備教育普及の困難等實行困難の事由續發し、其都度勅令を以て數箇月の在營延期を行ひ、辛うじて軍備の缺陷を糊塗して經過し、終に翌一九二一年再び一年在營に復したが、教育の困難、戰鬥力の不十分は依然たるものあり、其結果在營年限を十四箇月にするに至つた。次で一九二二年秋「ムツソリーニ」内閣の成立と共に、依然全壯丁の入營を主義とし、新に軍隊教育上の顧慮並戰鬥力の保持上一年六箇月在營制を定め、新徴兵令の發布を見るに至つたのである。其後一九二七年八月徴兵令の一部に改正を加へ、家族の情況に依る特種の者に對し、在營期間を短縮する恩典を與へた、然れども此恩典は一九三一年一月より實施せられたる軍事豫備教育の義務制度に依り、該教育を受けざる者には之に制限を加ふるの制とした。

三、兵力及編制

伊國陸軍の平時兵力は左の如くである。

一、本國軍

將	校	約 一五、〇〇〇
准士官以下		約二三五、〇〇〇
憲兵		約五〇、〇〇〇
計		約三〇〇、〇〇〇

右の兵力は、軍團十二、歩兵師團三十、輕快師團二、「アルプス」旅團三に編成せられ、戦時は約六十師團を編成する計畫なりと傳へられて居る。

二、植民地軍

植民地軍は左の如くで、伊國人は將校以下現役及豫、後備役の志願者より採用派遣し、土人は志願者を募集する。

「トリポリ、チレナイカ」	伊國人及土人	約 四〇、〇〇〇
「エリトリア」	同右	約 四、〇〇〇
「ソマリー」	同右	約 四、〇〇〇

其 他

約 二、〇〇〇

計

約 五〇、〇〇〇

三、右の外武裝團體にして陸軍的色彩を帯ぶるものに

税 關 兵 團

約 二六、〇〇〇

警 察 隊

約 一五、〇〇〇

護 國 義 勇 軍

約三九二、〇〇〇(此内三六萬は常勤せず必要に際し何時たりとも召集に應ず)

等がある、護國義勇軍は所謂「ファッシスト」の軍隊であつて、「ムツソリーニ」内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられたるものである。創設當時は「ムツソリーニ」の私兵であつたが、現今に於ては私兵の域を脱し其經費は正規軍同様國庫の負擔する所である。今や治安の維持と共に國民の秩序節制を正し、國土防空に任ずる外、作戰軍に直接參加し、軍事豫備教育及青少年訓練に任ずる等、經濟的軍備の見地より益、之を擴大してゐる。其素質は正規軍よりも良く、志氣旺盛の點に於ては正規軍を凌ぐものがあるが、訓練少き爲持久力に缺くる所があり、又紀律嚴正に認め難きものがある。該隊は滿二十一歳以上の黨員たる志願者より採用し、將校、下士、兵卒に區分し、軍隊組織を爲し、常時は高等司令部、聯隊本部の幹部のみを常置し、治安維持の爲出動の必要ある場合に大隊長以下を召

集し、之に武器、服被を貸與して勤務に服せしめ、又教育、觀兵其他の儀式の場合に於ても同様に召集してゐる。而して義勇軍が戰場に於て幾何の能力を示すかは今日逆睹し得ないが、其人員の多きを見るに、決して之が存在を無視することは出来ない。

第二章 航空

第一節 概 説

歐米各國が現在採用しつつある軍事航空政策を觀るに、平時一定度の航空兵力を整備するに共に、大に民用航空を發達せしめ、有事の際之を軍事に轉用することに依り、空中勢力の充實を企圖して居るのは、各國其軌を一にして居る。但其航空勢力整備の方法に至りては、各國夫々特色を示して居る様である。即ち佛國は、民用航空を大規模に補助、獎勵するに共に、他方に於て平時尙強大なる航空兵力を擁して、自ら歐洲大陸空中の覇權を掌握せんとするの概を示し、英國は一時航空方面に於ては寧ろ消極的であつて、航空兵力の整備及民用航空の補助等遙に佛國に及ばなかつたが、近時隣邦佛國の航空政策に刺戟せられ、空中國防の輿論沸騰し、遂に積極的政策に變じ、航空部隊の増設、研究、教

育に、或は民用航空の發達、助成に、其施設濫刺たるものあるに至つた。

次に米國に至りては、其政策並施設共に頗る徹底的にして今や其數、訓練、規模並施設に於て世界各國を凌駕し、名實ともに「米國第一」の意氣を示して居る。又獨國は、媾和條約に依り嚴重なる制限を受け、軍事航空は禁止せられ、民用航空も單座機の性能に於て若干の制限を受けて居るのであるが、其卓越せる技術と工業力とに依り、又民用航空の發達並其國外に於ける發展に依り、戰時急速に軍用轉化の準備を怠らざるは注目し得べし。其は、強ち同國の杞憂のみ思はれない。

にして約千機の空軍を編成し得べし。其は、強ち同國の杞憂のみ思はれない。尙列強は自國航空勢力の海外進出を圖り、一は以て戰時の爲自國航空工業を培養するに共に、他面海外に政略及戰略的定期航空路を獨占して、萬一に備ふる所あらんとして猛烈なる競争を行つてゐる。茲に特に注意を要するは、平時の定期航空路は戰時の作戰航空路にして、大なる價値を發揮することにあり。其平時の諸施設は、直に航空部隊の根據地として其威力を發揮し得るものなることである。即ち平時定期航空路は戰時の航空根據地を、豫め主要作戰路に沿ひて、點々配置せられあるの事等しいことである。

又最近歐米軍事航空界の趨勢は、大に爆撃航空隊を重要視し、開戰當初に於ける攻勢に依り、敵國の資

源並交通諸機關等を破壊して、其作戰の初動に齟齬を生ぜしむるに共に、敵國民の志氣を脅威し、更に戰場に於ては之を艦隊及地上部隊と協同せしめ、殊に近時強馬力發動機を裝せる大型遠距離飛行機の續出に依り、航空機の軍事的用法は一大進展を遂げしものと見るべく、同時に國防上、國土防衛即ち防空の必要を痛切に感ずる次第である。航空機の發達に伴ひ、管に戰闘が完全に立體化したのみならず、戰場は擴大し、開戦と共に國土の全部を擧げて戰場化するの結果となり、接壤各國の國境に於ける天險も要塞も、今や空襲に對しては昔日の效果なきに至つたのは顯著なる事實である。之が爲、各國共國土の防空は國防上の最大重要事なることを刻銘し、防空の爲諸種の手段を講究して居る。

防空の第一義は敵機をして一步も我が領土に進入せしめざるにあるを以て、強大なる航空部隊を整備し、所謂「空中の敵に對しては空中威力を以て對向せざるべからず」と謂ふ方針に就ては各國共同である。然し如何に優勢なる空軍を整備するも、空中威力は間歇的にして制空は絶對的ならざるを以て、各國其他の一面に於て國內上空に進入したる敵航空機に對する直接防衛の施設を講じて居る。防空の任に服すべき航空部隊に就ては後に述ぶる所あるべきも、直接防空の施設として各國の整備して居る高射砲隊の兵力を擧ぐれば左の如くである。

蘇聯邦

旅團約三、獨立聯隊約五、獨立大隊十數箇

砲數不詳

米 國	七聯隊	約二〇〇門
英 國	二大隊(六中隊)	四八門
	地方軍防空旅團(三箇)の基幹部隊	砲數不詳
佛 國	四聯隊(三一中隊)三三隊	砲數不詳
獨 國	條約により禁止せられ、纔に要塞備砲として若干門を許されあるも、各師團砲兵の一中隊は自動車砲として本目的に使用せんとするもの、如くである。	
伊 國	五聯隊	一四〇門

以下各國航空界の現況を概述する。

第二節 蘇 聯 邦

蘇聯邦の航空界は、革命後二、三年間は國內騷亂の爲不振の状態に在つたが、一九二一年頃より政府の努力漸く眞面目になり、軍事航空施設の大擴張を企圖するに共に、大に民用航空の發達を獎勵せし結果、一九二五年頃以來蘇聯邦航空界は急速なる發達を遂げ、現在に於ては歐米列強に比し殆ど遜色なく、將來益々發達を見るべき狀況に在る。

一、空軍の兵力及編制

全航空部隊は赤軍空軍本部長之を統べ、革命軍事會議に直屬する。軍管區司令官は作戰及衛戍關係に於てのみ、管内所在の航空部隊を統轄し、空軍本部長は教育、補給、人事等爾他の業務に就き軍管區航空部長を通じて航空部隊を指揮して居る。

其兵力は一九二二年陸上部隊約二十中隊に過ぎなかつたが、一九二五年には七十八中隊、二十八年には百一中隊となり今や陸上部隊約二百中隊、其機數は約一割強の海軍機を含みて約二千五百機に達した、而して戦闘爆撃隊の増加は特に顯著である。

尙空軍の器材を充實する爲、蘇聯邦は一九二二年以來獨、伊、英、米、佛等の諸國より飛行機を購入し、又國內に於ける航空機製造工場の整備を急ぎ、所定の編制を完成せんことに努力して居る。

二、民用航空

蘇聯邦に於ては、民用航空を稱するも、其實質に於ては國營に異ならず、従つて政治的、特に國防上に大なる考慮を拂ひつゝ、あるは當然である。

民用航空事業は、航空路の開拓、之に伴ふ航空會社の發展及飛行家の養成等に特に努力を用ひ、現在所有する民用機の數は明確ならざるも、少くも約五百機に上るべく、其一九三〇—三一年度豫算額一億五千萬留に及んでゐる、而して其國土の關係よりする需要の度並五箇年計畫による左記の狀況(航

空線路數を一〇〇條をなすより判断し、將來機數は益々増加するものと思はる。蘇聯邦は、五箇年計畫を以て航空路の大擴張を企圖し、目下進捗中である、而して特に主要都市の連絡に先だちて邊疆地方に於ける航空路を完成せしむる如きは國防上大に意義ありと謂はねばならぬ。西伯利鐵道沿線に於て、不時著陸場を完備し、且某間隔を存して完全なる飛行場設備を整へ、平時民用航空に便するに共に、有事の際に於ける空軍部隊の空中輸送に遺憾なからしめてゐる。尙五箇年計畫による航空路の延長及線路數を示せば左表の如くであつて、從來立案せる計畫は實施二年にして、蘇聯邦の現狀に適せざるを認め、一九三〇年四月更に擴張案を策定した。

五箇年計畫に依る航空路延長及線路數

年 度	航空路延長 (料)	線路數
第一 年 度 一九二八—二九年	一八、四八二	一六
第二 年 度 一九二九—三〇年	二五、九七二	二四

年 度	航空路延長 (料)	線路數
第三 年 度 一九三〇—三一年	四六、四一二	四〇
第四 年 度 一九三一—三二年	七一、一二二	六二
第五 年 度 一九三二—三三年	一一〇、八三三	一〇〇

尙邊疆地方威嚇の目的を兼ね蘇聯邦政府は今回自國に於て建造せる新型郵便旅客飛行機を以て、一九三一年には實に延長四萬五千餘料に達し、獨佛兩國に比肩し世界有數のものとなつた。同年九月三日より莫斯科を起點として「セバストーポリ」(クリミヤ)、「アングラ」(トルコ)、「チフリス」(高加索)、「テヘラン」(波斯)、「カブール」(アフガニスタン)、「テルメード」(蘇國境)、「タシケント」、「オレンブルグ」を経て再び莫斯科に歸還する週航路を開始した。此全航路は延長約九千料である。其他歐亞連絡幹線に著意し、一九三二年末を以て莫斯科—浦鹽斯德、延長九千料の開設を見た。民用航空會社は左の二箇にして、共に半官半民の組織である。

- 1、「デルフト」會社、蘇獨合辦にして、主として莫斯科—伯林方面の航空路を擔任して居る。
- 2、「ドロリョート」會社、蘇聯邦の會社にして從來「ドロリョート」及「ウクライナ」航空會

社の二者を有せしが、一九三〇年一月合併し、又同年十一月航空事業の統一の爲勞働國防會議の管轄下に民用航空全聯邦統一設置せらるや、同會社の事業は同部に移管せられ、爾來直接政府の手に掌握せらるゝに至つた。

航空事業中特に顯著なるは國防飛行化學協會であるが、此協會に關しては本篇第三章に述ぶる如く、其會員數約千百萬人であつて、此協會が民間資金を以て赤空軍に獻納せし飛行機約四百に達し、民用飛行學校五、氣球學校二を有して居る。尙一九三〇年末、民用航空全聯邦統一部なる機關を新設し、國家最高政策機關たる國防勞働會議に直屬せしめ、民用航空諸般の事業を國家に統一し、其進歩發展を期しつゝある。尙民用航空として蘇聯邦特異の事業は、飛行機を以て寫眞の測量、魚群の搜索、害虫驅除、播種等に利用する外、北極探險隊に参加する等、地理的產業的開拓事業に活躍し、甚大の効果を擧げつゝあることである。

第三節 中華民國

一、空軍の狀況

民國の航空施設は日尙淺く、列國に比し未だ其規模小にして、其技術も亦幼稚であるが、軍用飛行機

數は逐年増加して現在約二百機に達した。然し其種類は種々雜多で統一なく、特に搭乗者の訓練は殆ど語るに足らずして、這般の上海事件に於ても約七十機に達する航空兵力を南京附近に集中したが、徒らに南京抗州附近を轉々逃避し、僅かに二回の空中戦を演ぜしに過ぎず、而かも之にも傭米人の操縱せるものなりしは世人の熟知せる所である。從來技術に就ては外國より教官、技師等を招聘して指導を受けてゐるが、上海事件を機として航空熱の勃興まじきものあるは既述の通りであつて、列國亦競争的に之を援助しつゝあるを以て、今後は相當の發達を見るべきものと思はれる。特に最近米國勢力の進入目覺ましく南京及廣東共米國人の指導に依る航空の根本的建直を策し、現に南京政府は米國後援の下に抗州に大規模な航空學校を設立して、空軍の養成を企畫してゐる外多數の器材を輸入しあるが如く、又北平附近には最近米國より輸入せるものを合し約二十機内外の軍用機がある。

二、民用航空

南京政府航空署は、民國二十年四月二十日全國航空會議を南京に開催して、民用航空の擴張を決議したが、其の具體的計畫は發表せられたものを見ない。

現在中國航空公司は上海—漢口線、及漢口—重慶線の定期航空を行つてゐる、南京北平線も有つたが故障の續出に因り目下休航してゐる、又歐亞航空公司（獨支合辦）は昭和六年末以來、上海迪化（新

區省城)間の航空路開設に著手し、本年四月に其の試験飛行を終つた。其他山西省、廣西省等には地方的航空會社が設けられてゐる。又廣東省では大規模な民用航空發展計畫を發案したが、資金難で實施の運びに至つてゐない。

要するに現在の所民用航空亦寥々たるものであるが、其の將來は列強の對支進出に相俟つて注目價值がある。

第四節 北米合衆國

米國政府は平和克復と共に多數の航空専門家を英、佛兩國に派遣して、研究、調査に従事せしむるに共に、世界大戰間偉大の進歩を遂げたる獨國航空が、偶、講和條約に依り至大の制限を蒙り、多數の工場を閉鎖し、其従業員は失業せんしあるの機に乘じ、莫大の費用を投じて獨國航空工業の專賣權を買収し、或は有爲なる専門技術者を傭して、自國航空工業の發達に資する等、凡ゆる手段を盡して、歐洲交戰諸國航空の精粹を吸收することに勉むる等、其努力は實に徹底せるものがあつた。特に一九二二年夏季、航空機の威力を證明する爲、諸國に率先して押收獨國軍艦に對する爆撃試験を斷行し、最新式戰艦に對する偉大なる航空機の威力を認むるや、更に其整備就中、爆撃航空隊重視の氣運

を高め、又華府會議以來、比律賓及布哇に於ける空中威力の増進に著目する等、著々其充實に努力して居る、其他飛行諸「レコード」の獲得に、長距離飛行の敢行に又は優秀飛行機の設計、製作等に、所謂「アメリカ第一」を標語として邁進し、航空機工業の顯著なる發達と共に、其進歩は驚くべきものがある。即ち或は鷲翼を連ねて世界を一周し、或は大西洋、太平洋横斷に世界の先鞭をつけたるが如き、其進歩驚異すべきに足るものがある。又其陸、海軍航空擴張五箇年計畫の如き、航空に關する國民の意氣を語つて餘りあるものである。

尙本年秋頃より盛に自國勢力の支那進出を圖り、多數の器材及指導の爲の人員を入國せしめてゐる。

一、航空兵力

航空隊及航空學校を有し、陸軍省内航空局に於て其業務を管掌してゐる。
陸軍の航空兵力は左の通りである。

1、一九二七年一月より實施に著手せる五箇年計畫陸軍航空擴張案

人員將校以下

約一七、五〇〇人

機數

一八〇〇

2、一九三一年五月一日現在

准士官以上

一、二九一人

下士卒 一三、一九四人
合計 一四、四八五人

3、一九三二年十二月現在正規軍航空部隊の兵力

偵察飛行中隊	一四
驅逐飛行中隊	一四
攻撃飛行中隊	四
爆撃飛行中隊	一〇
航空學校教導中隊	一一
氣球中隊	二
飛行船中隊	二
飛行機勤務中隊	一六
飛行船勤務中隊	一
合計	五三中隊

右の外護國軍に偵察飛行中隊一九あり。

4、一九三二年十二月現在陸軍航空機の總數

飛行機 約 一、八〇〇

飛行船 一四

次に陸軍航空擴張計畫(五箇年完成)の大意を述べれば次の如くである。

1、人員及器材

將校一、五一四、下士卒一六、〇〇〇(各隊内の飛行候補生二、五〇〇を含む)

常備飛行機一、八〇〇、訓練上必要なる飛行船及氣球

豫備役將校五五〇を現役に服せしめ、其任期は九〇%は一箇年、一〇%は二箇年以下です。

2、所要經費總額 約一億五千萬弗

3、航空勤務者制度の設置

4、航空次官局航空課の新設

又一九三三—三四年度の陸軍航空豫算は約二千七百萬弗である。

二、民用航空

1、米國政府經營の航空は、陸、海軍以外に森林巡邏飛行(使用機數四二)及酒密造監視、國境警邏並天災に際し使用するもの若干がある。

2、民用飛行は頗る盛であつて、一九三二年十月に於ける飛行機約一〇、六〇〇、操縦士約一八、八〇〇を算し、主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、就中最も實用化しあるは郵便飛行にして、一九二二年紐育——市俄古間に實施せられたるを嚆矢とし、爾來年々共に發達し、目下郵便飛行は一三一條、其哩數約四、四〇〇哩に達し、旅客飛行も亦漸次殷盛となり、一九三一年に於ける輸送旅客數は七十萬に達し、又一九三一年十二月に於ける飛行場及著陸場の數は二、〇七九に及んで居る。

3、航空輸送の國外進出は最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目醒ましいものがある。又一九二九年四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海——南京——漢口間を、十二月更に成都迄の航空輸送を開始せし外、中華民國に於て多數の航空路を設定すべく計畫してゐる。

第五節 英國

英國は世界大戰末期即ち一九一八年春季、陸、海軍の航空を統一して獨立の空軍を建設するに共に、空軍省を設置し、強大なる航空部隊を編成して西部戰場に活躍したのであるが、平和克復と共に、強大なる航空兵力の維持困難になつた爲、之を整理し、他交戰諸國と同じく民間航空の發達を奨勵し、

有事の際擴張すべき豫備員の養成に努力して居る。而して從來に於ける航空政策の方針は大體次の通りである。

- 1、平時航空兵力は、海外守備に必要な諸部隊の外、英本國領土には直接國內防衛用、陸、海軍協同用及是等補充に任ずべき諸部隊並少數の豫備を保有す。
- 2、航空諸學校の設備を完全にし、現役將校以下の教育練成に任ずるに共に豫備員の訓練養成に努力す。

3、大に戰用航空諸器材を整備す。

4、大規模の航空研究及實驗所を整備して航空諸般の發達、進歩を計る。

5、國民に航空に關する知識を普及して、所謂空の國民たるの實を擧ぐ。

然るに一羣帶水の佛國が大戰後も引續き世界最強の空軍を擁するのみならず、益々擴張の勢を示し、常に近く自國の上空を脅威するの狀況に鑑み、一九二三年保守黨内閣は空軍大擴張を計畫した。

即ち當時飛行三十二中隊半の内、本國防衛の爲僅々十二中隊を保持するに過ぎなかつたが、其後逐次擴張せられ、一九三二年には正規八十八中隊半〔國內四十九中隊、海外十九中隊〕、海上部隊内地十中隊、海外十中隊半〕となり、別に幹部隊五中隊及補助空軍八中隊を有してゐる。

本國防衛に任ずる右の大空軍は、其大部を正規空軍として完全に常設し、他の一部は地方軍と同様の制度を以て、一部分のみを常置して教育、訓練に任じ、且戦時の基幹部隊とし、残餘は廣く民用航空を利用することに、してゐる。

一、空軍兵力

空軍の現在兵力は兵員約三萬二千人（外に在印度約二千人）、飛行機約千五百機を有し、又其中隊數は前述の如くである。右の外、海外自治領には左の航空兵力を有してゐる。

區分	兵員	機數
濠洲	八九二	七〇
加奈陀	一、〇〇五	六三
南阿	二八一	八〇
新西蘭	一二二	二一
愛蘭	一六三	二四
計	二、四六三	二五八

一九三二—一九三三年度空軍豫算は約一千七百四十萬磅である。

二、民用航空

本國防衛の見地より、空軍の擴張を緊要とする一方、一般的經費節減の要求を顧慮し、平時民用航空事業を奨励發達せしめ、以て國防の一助たらしむる爲、之が補助に就ては多大の注意を拂ひつゝ、あるが、本年度豫算にも六十六萬六千磅を計上してゐる、其概要を述べれば次の如くである。

1、民間航空輸送會社に對する補助金下附其事業

政府は民間の四航空會社に補助金を下附して居つたが、其事業は僅に少數の飛行機を操縦者を維持するに止まり、國家的に豫期の成果を收め得ない嫌があつたので、空軍大臣は其改善を策し、前記四會社を一團として一九二五年四月一日より帝國航空會社 (Imperial Airways Ltd) を創設し、政府の監督の下に旅客及郵便物輸送に任せしめ、十年間に百萬磅の補助金を下附し、毎年の最短飛行哩を百萬哩と定め、最初の四箇年は年額十三萬七千磅を補助し、第五年目より順次其額を減ずることに定めたが一九三二年度の補助額は五十六萬一千磅に達して居る。

更に英國政府は、英本國內飛行事業振作の目的を以て、一九二九年設立せられたる英國飛行事業會社 (National Flying Service Ltd) に對し、今後十年間補助金を附與すべき旨、同年二月空軍省より之を公表し、一九三二年度に於ては各、五千磅を支給した。

2、英、印間定期航空路の開設

一九二四年七月空軍大臣は英、印間航空路の開設に關し、下院に於て左の如く聲明した。

- a、一會社を設立し、英、印間一週二回の飛行船定期航路を開設す。
- b、政府は會社に貸付金及補助金を給し、平時將校、下士の研究に供し、戦時は全部政府の使用に充つ。

而して本研究の爲並英、印間航空地上設備の爲、三箇年繼續事業として、經費百二十萬磅を當時の追加豫算として提出し、一九二九年三月、帝國航空會社の手によつて其事業を開始するに至つた。尙本航空路は將來新嘉坡に延長し、更に一は濠洲、一は極東の二路を開く企圖ありと謂はれて居る。

3、中華民國に於ける航空權獲得の企圖

英、印航空路の延長計畫に連絡し香港——奉天線の航空權獲得の企圖を有つて居る様である。以上の外、政府は懸賞を以て民間用標準飛行機の設計を募集し、或は燃料を節約して十分なる飛行能力を發揮すべき輕飛行機の發案競技を行ひ、補助金（一九三一年度は一萬五千磅）を交附する等、種々の方法を以て民用航空の發達を獎勵して居る。其結果輕飛行機俱樂部は各都市に設立せられ、其數

本國內のみにも既に二十餘に達し、屬領内のものを合するときは五十餘となり、會員の數七、八千に及び、今や飛行機操縦の如き一種の「スポーツ」を看做さるゝに至つた。

第六節 佛 國

世界大戰間、急足の進歩、擴張を遂げたる大航空部隊を整理するに共に、將來に於ける空中國防に遺算なからしむる爲、其方針を確立するに共には、戦後、佛國航空當局の一大事業であつた。蓋し平時強大なる航空部隊の維持は極めて巨額の經費を要し、財政上頗る苦痛とする所であるが、佛國の地理的關係は、東隣諸國特に獨逸に對し、空中防禦の安全を緊要とするのみならず、對英政策の後援として、亦空中威力の強大を要求するものがあるからである。

此間に處して、佛國政府は戦後財政頗る困窮せるに拘らず、莫大の經費を投じて、大に民用航空を奨勵し、有事の日直に之を軍用に利用し得るの方策を講ずるに共に、平時依然として強大なる航空部隊を保有し、新編制に於ては、陸軍兵力本國に於て歩兵二十師團、騎兵五師團、遊動兵力六師團を基幹とするに對し、之に協同する航空隊飛行一三三中隊、氣球一八中隊を備へて居る。特に獨國政府が講和條約に依り軍事航空を禁止せられ、民間航空諸施設に幾多の制限を受け、其空中侵略に對する危險頗る

輕減せられあるに拘らず、尙且前述の如き強大なる兵力を保有して周到なる空中國防を整備しあるの事實は、佛國が國防上空威力の整備を如何に緊要視せるかを察知するに十分である。

而して多年の懸案であつた空軍獨立問題は、一九二八年九月之を解決し、陸、海航空は固より、他の一切の航空をも全部統一して航空大臣の隷下に屬せしめたが、舊來陸海軍に屬してゐた航空兵力は其要求に依り專屬的に協力するこゝ、した、又一九三一年には航空省の編制を改正し、更に目下航空省に法律的根據を得しむるため、法律案の研究中であるのみならず、國土防空に大なる考慮を拂ひ、昨年佛國陸軍の着宿ヘタン元帥を國土防空總監に任じ、防空上必要なる三軍統轄の權能を與ふる等、航空防空に就きては陸軍と相並で重要視して居る。

一、空軍陸上部隊の兵力及編制

1、佛國航空省に屬する飛行機は約三千機にして其内容空軍陸上部隊の兵力は偵察七一、戰鬥三〇、爆撃三二、計一三三中隊並氣球一八中隊より成る。而して之を左の如く飛行一四聯隊と獨立五大隊並氣球二聯隊等に編成し、更に之を大單位の總豫備空軍集團三師團及獨立一旅團等に編成して居る。

平時兵力及編制

偵察飛行聯隊 八(内「モロッコ」及「シリア」に各一聯隊)

同 獨立大隊 五(内「アルジェリア」に三大隊、「チュニス」に一大隊)

戰鬥聯隊 二

輕爆擊聯隊 二

重爆擊聯隊 二

氣球聯隊 二

其他獨立隊 六

2、空軍の現在兵力と將來の擴張計畫(單位中隊)を示せば左の如くである

區分	擴張兵力	現在兵力	增加兵力
陸軍部	一四七	一三三	一四
海軍部	五四	二三	三一
計	二〇一	一五六	四五

右の兵力中空軍としての獨立任務に服するものは、約三分の一強にして、他は陸、海軍及植民地軍

に對する直接協力に使用せらるゝものも觀察せられて居る。

一一四

3、空軍陸上部隊人員は約三萬人である。

4、一九三二年——一九三三年度航空省豫算は約十八億二千萬法にして、此中には多少の民用航空に屬するものもあるも其大部分は軍事航空豫算である。

之を觀るも佛國は航空兵力を充實して、世界第一の榮冠を永久に確保し、他國の追隨を許さざらんことを努めつゝある如くである。

二、民用航空

佛國民用飛行の創始は一九一九年に其曙光を見、爾後政府の保護、獎勵に當事者の努力に依て顯著なる進歩の道程を追ひ、一九三一年度に於ける民用航空の爲の豫算は五億一千三百萬法にして、一九一九年度の三千七百萬法に對し、實に十四倍弱の増加である。かくして一九二六年迄は不振の状態にあつた民用航空は、當局の各種振興策、使用機の改善、安全問題の研究、輸送料金の低下、航空路の擴張、補助金の増加等により、頓に隆盛に赴き、一九三〇年末に於ては民間操縦士約一、一〇〇民用飛行機約一、一〇〇を有するに至つた。

而して主要航空路の延長は、一九三〇年に於て約三九、〇〇〇軒にして、定期航空輸送飛行總距離約

九、二三九、〇三五軒、輸送旅客數二八、六七二人、輸送貨物約一、五九一、〇七〇噸に達して居る。

第七節 獨 國

「ヴェルサイユ」條約に依れば獨逸は航空隊を保有することを禁ぜられて居る。然し獨逸側では、將校が「スポーツ」にして飛行機に搭乗するのは敢て禁ずべきものでない主張して飛行將校二百名を要求し、一九二六年夏、聯合國大使會議決議の結果、遂に三十六名を許可せらるゝことになり、警察隊に於ても航空に關する警察任務達成の爲航空知識を要すこの理由で、是も亦公然五十名の飛行士を養成することを認めらるゝに至つた。

又商業飛行機製作に關する九箇條の制限規定は、一九二八年春之を解かれ、獨逸の航空界は航空政策の適當なること、他方惠まれたる航空地理的位置に依り、其活動頗る目醒しく、其民用航空の殷賑なること注目に値する。

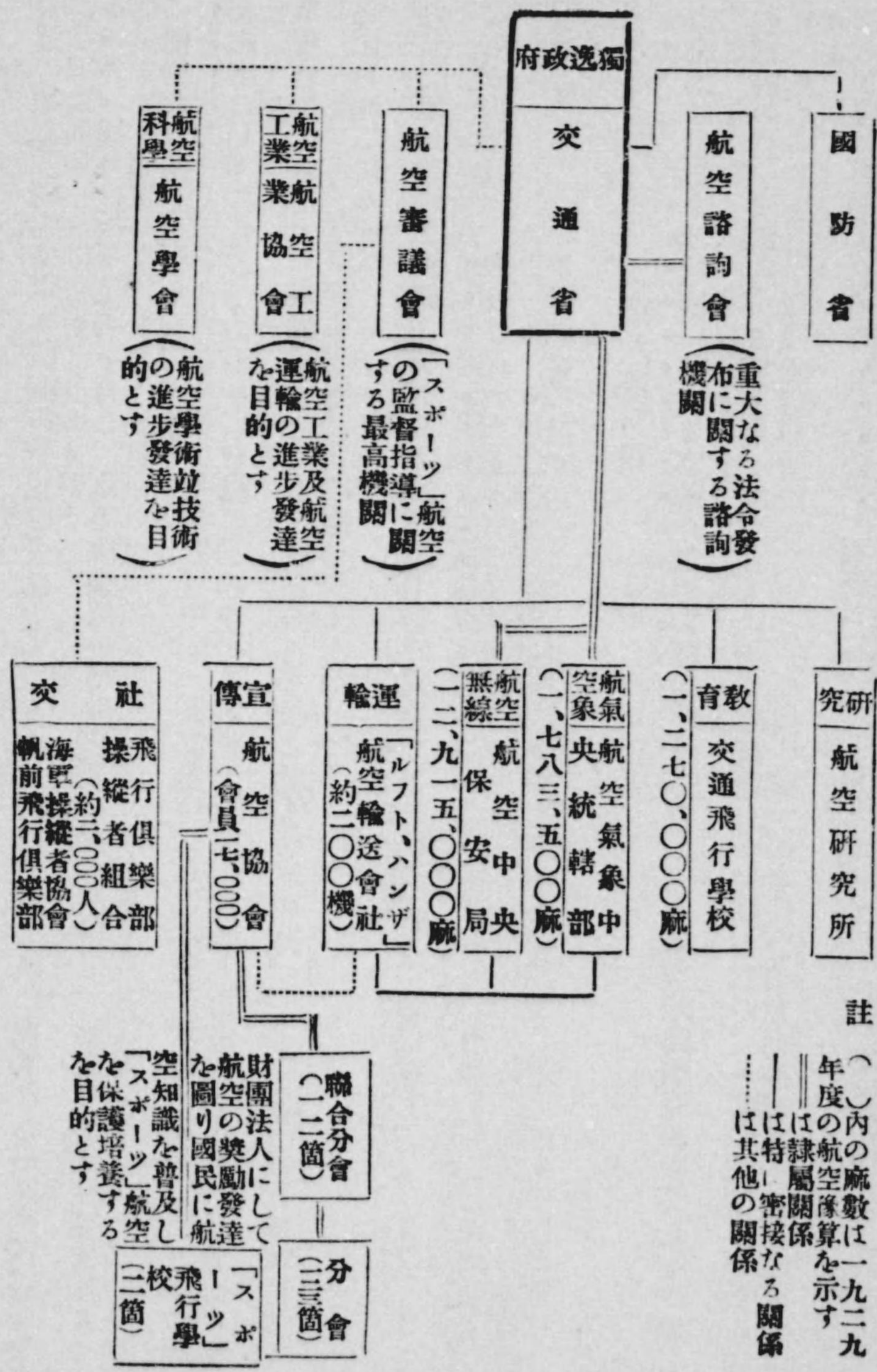
獨逸の商業航空は、交通省の所管に屬して居る、即ち左の如き系統である。

— 航空諮詢會 — 第一部 航空政策、外交事項
— 交通省 — 航空局 — 第二部 航空事業、航空氣象

一一五

第三部 航空網
第四部 航空工業、編輯

獨國航空輸送は一九一九年に開始せられ、其後一九二六年に至り、各會社が國內の競争を避け、資本を集め、以て外國の輸送會社に對抗せんが爲、統一して「ルフト・ハンザ」航空輸送會社を創立し、政府の指導、補助に相俟ち著々實績を挙げ、航空路を國外に伸展し、又輸送上に於ても各種の新機軸を出して居る。其他航空協會等の機關を組織して航空の發達に努力して居る。其系統は次の如くである。



前述の如く、獨逸は軍事航空の禁止を受けつゝ、あるも、國內に於て既に優秀なる商業飛行機を製造するの外、國外に於て工場を有し、軍用機整備の準備をなし得るを以て、適當なる武装裝備によつて直に優勢なる空軍を得るのである。

操縦者は目下「ルフト・ハンザ」會社に勤務中のもの約二百名、其他八百名以上あり、尙此外に舊軍人及警官操縦者あり、其養成は主として交通飛行學校に於て行ふの外、「スポーツ」飛行學校に於ても實施せられて居る。

以上記述せし如き組織ミ航空工業並一般工業の發達ミを見れば、將來の發展恐るべきものあると共に、獨逸の航空界は、表面に現れた以外に潜在的勢力の偉大なるものあるに想到するこゝが出来る。特に「ツエツペリン」の世界週航の成功は、Dox D2000 等巨大飛行機の出現ミ共に將來の航空上に一大變化を來すであらう。

尙獨逸は最近中華民國に於ける空輸企業權の獲得の爲努力し、又歐亞連絡航空路の開拓を企圖し、西伯利線の外、英領印度及植民地を経て日本に達する航空路の開拓を試み、一部の成案を得たる如くである。

一九三〇年に於ける定期航空の概況は航空路總延長三七、五五二浬、飛行總距離九、一三〇、〇〇八浬

にして輸送量は人員七六、八九四人、貨物二、四三一、七二〇噸である。

又一九三一年度民用航空豫算は約四三、〇〇〇、〇〇〇麻であり、此豫算は表面上の數字に過ぎず、他に州、市、町、村、資本家等よりの出資莫大である。

第八節 伊 國

現首相「ムツソリーニ」は、在野當時より伊國航空界の不振を慨し、國防上頗る重要なる航空團隊及之に屬する諸機關を速に増設、擴張するの緊要なるこゝを力説しつゝ、あつたが、一度政權を得るに及び、九二三年航空高等委員會を設け、陸、海軍及植民地航空を統轄するの制度を立て自ら其議長となり、次で一九二五年空軍省を設置して空軍を獨立せしめた。

一、空 軍 兵 力

伊國空軍は一九三〇年六月末迄に平時飛行中隊一八二(約二、八〇〇機)、氣球中隊八、飛行船中隊六を整備すべき計畫にて、著々之を實行したが豫算等の關係上、計畫を完成するに至らず、更に左の如く新空軍の編成を企圖し目下其途上にある。

主 力 軍

四二大隊

陸軍協同隊 一五大隊
 海軍協同隊 四聯隊

植民地は別に定む。

而して現在に於ては飛行一二三中隊(約一、五〇〇機)氣球二中隊、人員(約二萬四千人)である。
 曾て伊國が航空に於て英、佛に比し著しく立後れの状況にありしに拘らず、今日既に英、佛等先進國を凌駕せんとするの形勢に在るは、吾人の大に參考すべき處である。
 一九三一―三二年度に於ける航空豫算は約七億五千二百萬利である。

二、民用航空

伊國に於ける民用航空は、其軍事航空の濺刺たるに比し、從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り、其面目を一新せんに至つた、現に一九三一年一月、政府が大水上機十二機の一編隊を以て、大西洋横斷を敢行したるが如き、其氣運を察知するに足る。
 民用航空發達の景況は左の如くである。

年 號	航空路延長(浬)	總飛行距離數(浬)	旅 客 數	輸 送 量(噸)
一九二六年	三、八四四	五二三、一二二	五、一四二	四六、四七〇
一九二七年	四、六六四	一、三二七、五五七	一二、五〇六	一四一、五七一
一九二八年	一一、二六九	一、九九一、八〇九	一五、五九〇	二四九、〇三六
一九二九年	一三、三三二	三、〇〇八、九五六	二五、〇三四	五二一、一七八
一九三〇年	一四、四二八	四、四三八、九一二	三八、三六一	六八〇、一五二

因に政府の定期航空事業に對する補助金は、初度施設のものを除き、一九二五年度五千六百萬利にして、一九二六年度以降は年額約一億利なりと稱せらる。

第三章 化學戰準備施設

第一節 概 說

世界大戦に於て航空機、戦車等と相俟つて、毒瓦斯が戦場に其大なる威力を發揮したるは周知の事實である。大戦後毒瓦斯禁止問題は各種の機會に於て云爲せられたるも、今日列國は尙依然として毒瓦斯の研究並該戰闘法の演練を實施しつゝある現況である。

一八九九年の海牙條約は、人道的見地より窒息又は健康に有害なる物質を抛射するを唯一の目的とする抛射物を禁じ、又一九二二年の華府會議は五大強國間に於て右海牙條約の尊重を協定せしも、會議の主宰者たりし米國は、毒瓦斯の使用は他の戰闘手段より遙に人道的にして危険少く且經濟的なりと稱し、爾來其施設を完備して大々的研究に従事し、毎年二百萬圓乃至四百萬圓の經費を使用してゐる。英國も亦華府會議の協定は五箇國間に限られ、他の國の參戰の場合には效果なきを以て、敵の毒瓦斯攻撃に對し國家及國民を防禦するは、爲政者の責任なりとみなし、防禦を名として、各種の研究を行ひ、毎年約二百萬圓を支出して居る。尙英、米就中米國に在りては、最近の軍縮準備委員會に於ても催淚瓦斯は人を殺害することなく警務用として極めて重寶のものなるが故に、之をしも戰用に供することゝ禁止するは却て非人道の譏を免れずと公言し、一切の瓦斯使用の禁制に關しては留保せんとする意圖のあるのは注目し得る。又蘇聯邦は最近化學戰準備の絕對心要を認め、甚大の努力を以て各般の施設を行ひ、其他佛、獨、伊は固より、波蘭、西班牙、「チエツコ・スロバキヤ」、羅馬尼等に至るまで之

が研究及施設に努力しあるの現況である。而して此等各國の化學戰準備の方針は共通であつて、平時之が準備に對する基礎の諸研究は政府に於て之を實施し、一面民間の化學工業の發達を促進するに共に、之との連絡を確保し、且化學戰に對する一般常識を普及し、尙毒瓦斯其他の化學兵器の平時用途を奨励し、以て有事に際し國家の全智全能を有利に利用せんとするにある。

第二節 蘇 聯 邦

一、概説

一九二二年頃より將來化學戰の必現を期し、之が研究、施設に努力し、軍部及民間に諸種の施設を行つた、即ち赤軍に於ける革命軍事會議に化學戰部を置き、又化學戰特別研究委員會を設け、之が研究普及に努め、更に常設部隊として化學聯隊及同獨立大隊を設けたる外、一般軍隊に瓦斯裝備を附加するに至つた。尙一般民間に對し、化學戰に關する研究並知識の普及の爲國防飛行化學協會を建設し、其發達、促進に努めて居る。

二、軍部の施設

軍部の施設は左に示すが如く大規模のものにして、化學兵器の製造並使用に關する研究、戰闘法の

演練等を実施しつゝある。

1、化學戰特別研究委員會

化學兵器研究所

六箇

化學兵器製造所

四箇以上

2、化學戰部

高等化學戰學校(將校教育)

一箇

速成化學戰學校(下士以下教育)一箇

「モスクワ」化學聯隊

一箇

化學獨立大隊

約三箇

士官學校に於て、豫備學年に在りては個人防護法を、初級學年に在りては化學兵器に關する理論上の知識を與へ、且實際的動作を一層完全ならしめ、上級學年に在りては以上の外軍事化學に關する理論及實際的知識の教育法をも授けて居る。

3、軍隊に於ける化學戰部隊

從來化學戰に關する教育普及の爲、軍管區司令部に軍事化學指導官を置いて居たが、最近に於ては軍師團歩兵聯隊、騎兵師團、獨立騎兵旅團等には總て化學小隊を設けて居る。此等の化學

戰部隊は防護及煙の使用を主務とするが、一方に於ては毒瓦斯を攻撃的に使用することも出来るのである。

三、民間の施設

民間の施設として特筆すべきものに國防飛行化學協會がある、本協會は民間機關であるが、各縣、郡等に支部を有し、政府當局の指導を受け、國庫の補助金に依て維持せられ、航空機並化學兵器の進歩、發達を圖るを目的とし、且全國青、少年の軍事教育、國民の軍事化の第一線機關として盛に活動して居る。

會員は一九三二年には五百萬であつたが、産業五年計畫後は毒瓦斯防護關係者のみにても千七百萬となり、更に現在では「婦人を國防に近づけよ」を叫んで百十萬の婦人會員を擁して居る。本會は元來防空防毒を主體したものであつたが、最近では瓦斯原料の研究、化學工業の擴張、化學工業品製造所の設置、農業の航空化學化等、單に防空防毒に止らずして積極的に活動し、「アビアヒム」隊の外、化學研究會、軍事瓦斯防護研究會、「アビアヒム」研究會(瓦斯避難所五七一箇を管理す)、「アビアヒム」隊長候補者講習會等があり、會員の會費に依つて化學實驗所(一三三箇所)瓦斯防護學校を建設して居る。

第三節 北米合衆國

一、概説

米國陸軍當局は將來戰に處する爲、毒瓦斯を主とする化學戰を以て最も經濟的且有效なる戰闘法なりと認め、官民協力して之が利用、研究、調査等に努力し、殊に平時に於ける之が教育施設及工業動員等に對しては、周到且大規模の準備施設を實施して居る、米國の當局者が、戰に勝たんが爲には毒瓦斯制限に關する條約の如きは一顧にだも値せざることを公言せる如き、本施設に對する米人の意氣込を十分に窺ふに足るものがある。

二、米當局の毒瓦斯使用方針

1、化學戰部「ジョージ・ハント」大佐の口演要旨

毒瓦斯は極めて有效なると同時に比較的人道的の兵器であつて、將來戰に於ては國際間の諸條約の如何に拘らず、斷然之を使用しなくてはならぬ云々。

2、前化學戰部長「フリース」少將の報告要旨

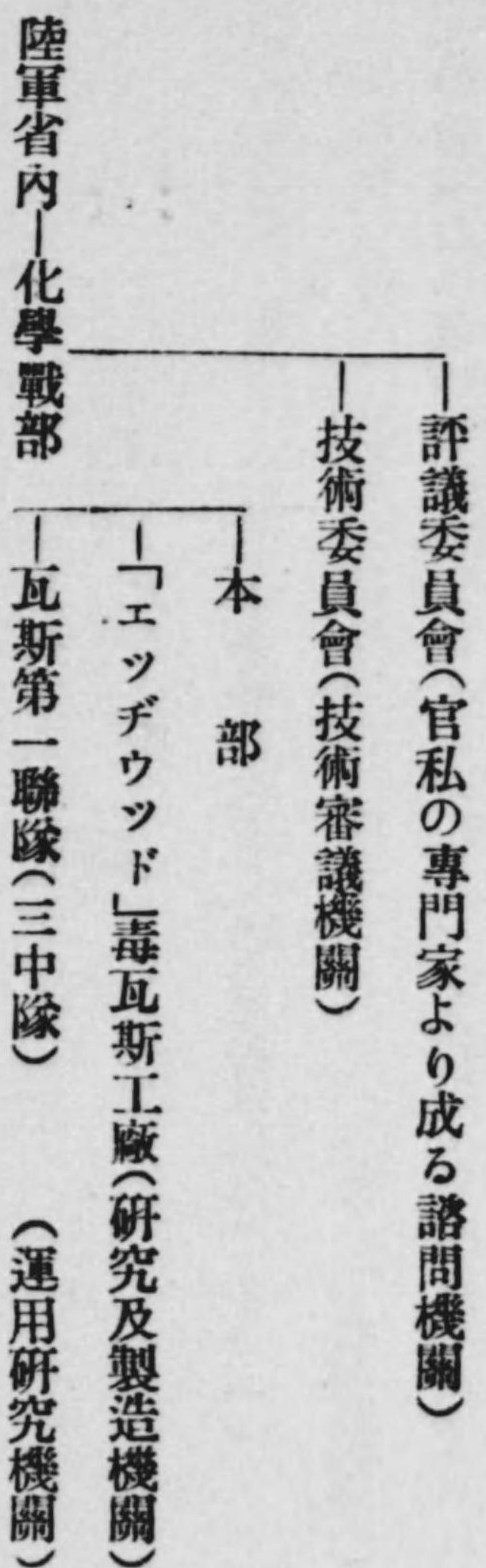
現今及將來の戰爭は全く國民戰爭であつて、開戦と同時に有ゆる人員、工業を擧げて動員し、國

家の安危に關する秋に方りては、如何なる武器、如何なる交戦法と雖斷然之を使用し、勝利の獲得に努めなくてはならない、而して化學的國防準備は最も經濟的にして且最も有效である。

近時化學工藝は異常の進歩發達を爲しつゝ、あるから、將來は兵器に一層急激なる變革を齎すべきや明である。而して彼の軍備制限會議も亦此變革を促進するに過ぎずして、戰爭の絶滅しない限り條約を以て特種兵器の使用を禁せんとするが如きは、夢想到過ぎざるものと謂はなくてはならぬ云々。

三、研究及製造施設

米國は蘇聯邦と共に、毒瓦斯の研究を公然に而も組織的、徹底的に行つてゐる。其化學戰諸機關の編制は次の如くである。



- 瓦斯第二聯隊(一中隊)
- 瓦斯大隊(一中) (布哇)
- 瓦斯中隊二 (巴奈馬及比島に各一)
- 化學戰學校 (教育機關)

此等の諸施設は戰時中完成せしものにして、其費用八千萬圓に稱せられ、「エツヂウッド」毒瓦斯工廠は研究及製造の機關として諸設備が完備して居る。

四、教育施設

參謀本部には化學戰部將校を配屬して動員、教育、編制、裝備等に關する勤務に眼せしめて居る。又毒瓦斯に關する教育施設としては化學戰學校主として之に任じ、陸軍大學校、參謀學校、步兵學校及其他の特科學校に於ても、夫々一部の教育訓練を實施して居る。其他軍團及師團に於ても、幹部以下に對し瓦斯教育を行ひ、之が普及、徹底を圖つて居る。別に運用研究の機關として常設瓦斯第一聯隊がある。

外に豫備瓦斯聯隊二箇あり、毎年一回夏季約二週間召集し、野營地に於て教育して居る。

五、化學工業動員準備

民間に於ける化學工業は平時に於ては製藥、染料、寫真用藥品、香料、調味品、人工纖維、食料色素等を製造するに共に、爆發物及毒瓦斯等戰用化學品の原料又は半製品を生産する。故に平、戰兩時に於て此等工業を最高度に發達、維持せしむるは、國防上並産業上の見地より極めて緊要にして、之が爲既に數次化學工業展覽會を開催し、官民一致して本工業の助成、發達を圖るに共に、將來戰に際しては、此種工業に屬する有ゆる人員、工場、設備、材料、製品等を擧げて動員し、必要に應じ大規模に之を行使するに遺憾なきやう準備を進めて居る。化學工業動員準備に關しては、化學戰部内に民間化學工業家との連絡を擔任し併せて情報収集に任ずる一課を設けて居る、其任務は主として戰時所要の化學品の利用法を計畫し、尙民間に於ける各種化學工業家との協調を一層密ならしむるに共に、其製造設備並原料品、補給資源等を調査するに在る。又米國化學協會の委員中の若干名並専門家の化學者技師十五名を化學戰部の顧問として新知識の移入、改良、進歩に資して居る。斯くて米國に於ける瓦斯及防毒面の利用は各方面に發達し、害虫驅除、船舶の消毒、坑内勞働者の炭酸瓦斯防護、警察、消防等に著々効果を擧げて居る。

第四節 英國

一、概説

英國は戦後に於ける軍備革新の根本方針を科學應用に置き、之に對する研究は眞に緊張を極め、技術研究費を逐年増加し、現時は戦前の六倍以上に達して居る。就中化學兵器は特に之を重要視し、技術研究費の三分の一即ち毎年約二百萬圓を之に充當し、其研究は大戦中の發明に係る防毒面浸透の程度を以て甘んずるこゝなく、更に進んで各種劇烈なる種類の創案に努力して居る。

二、施設

化學戰準備機關は陸、海、空軍の共同事業とし、陸軍之を主宰し、左の機關を設く。

1、調査部

陸、海、空軍の爲、化學戰に關する諸調査を行ふ。

2、化學戰研究所

本部を倫敦に置き、「ボルトン」及「サットンウオーク」に實驗所を有す。

本部には、陸、海、空軍代表者並科學者を以て組織する化學戰委員會を設け、化學戰に關する顧問機關たらしむ。

兩實驗所は、共に化學兵器應用の諸研究並試驗を行ふ。

3、化學戰學校

「ボルトン」に在り、一九二二年より開校し、隊附將校、下士に對し毒瓦斯防護法の教育を行ふ。

第五節 佛 國

一、概説

佛國が化學戰準備の必要を認めあるは、「フォッシュユ」元帥の「毒瓦斯の使用を禁じ得るものこそは戰爭勃發をも禁止し得べきなり」の言に徴するも明である、唯目下航空兵力の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の經費を支出し能はざるの状況にあるが如きも、其防護法の訓練は徹底的に實施して居る。

二、施設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、教育等を陸軍に依托して居る。

1、陸軍省軍用化學課「オーベルビリエ」試驗所

研	製	研
究	造	究
部	部	部
所	所	所
隊	隊	隊
隊	隊	隊

瓦斯教導隊

防護法及攻撃的用法の試験、研究及教育に任ず。

2、瓦斯防護材料監査部

防毒具の整備、検査並關係將校、下士の教育に任ず。

3、右の外化學戰委員會(内規的のもの)により、化學戰に關する一般の方針を定め、其實施を指導統制す。

第六節 獨 國

獨逸は一九一九年一月以來「ヴェルサイユ」條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戰中の諸施設、破壊されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものあるを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造するに容易である。且現在に於ても秘密裡に研究を繼續しあることは明にして、殊に防護法に就ては工場衛生に關連し「アウエル」、「ドレーガー」等世界著名の防毒面會社を有し、軍隊消防隊は勿論市民に對しても其訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、戰用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬、鳩に至る迄防毒具を備へて居る。

第七節 伊 國

伊國に於ては、將來に残されたる唯一の戰法は毒瓦斯に在りこの議論漸く熾烈にして、熱心に研究を

行つて居る。其施設は陸軍大臣に隸する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及瓦斯教導隊を同研究所に附屬して居る。

尙文部、大藏、國民經濟、交通等の各省に屬し醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實驗に協力すべきものとして居る。

第四章 陸 軍 豫 算

第一節 概 說

最近數年間に於ける列國の陸軍豫算額は概して増加の傾向にあつたが、一九三二年度に於ては蘇聯邦以外の諸國は若干の減少を示した。近時兵數上の増加は蘇聯邦を除く各國は共に慎んで居るが、豫算面上に表れた現象が此の如く漸増の形にあつたのは、各國共に數の増加より質の増加、換言せば裝備就中新兵器の充實により軍備の充實を企圖せる結果であつて、此事實を見ずして世界が軍備縮少の傾向にありまなすの人あらば、夫は實に楯の半面を見ざるの譏を免れぬであらう。

尙各國は夫々政府の職域を異にし、且其豫算編成法も區々であり、又軍費の一部を地方費支辨した

るものもあるから、軍費と國費總額との比率を求めて比較するも、直に正確なる判断の資を爲すことは出来ない。

第二節 蘇 聯 邦

最近六箇年に於ける豫算總額と軍事豫算とを對比すれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	軍 事 豫 算
一九二六—二七年度	約 四、九五九、九六〇、〇〇〇 ^留	約 六三五、四八〇、〇〇〇 ^留
一九二七—二八年度	約 六、四六一、五〇三、〇〇〇	約 七八〇、〇〇〇、〇〇〇
一九二八—二九年度	約 七、八六四、一二〇、〇〇〇	約 九七九、〇〇〇、〇〇〇
一九二九—三〇年度	約 一、三九〇、〇〇〇、〇〇〇	約 一、一五九、〇〇〇、〇〇〇
一九三〇—三一年度	約 二、七七四、〇〇〇、〇〇〇	約 一、三九〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三一—三二年度	約 二、七五四、九六六、〇〇〇	約 一、三九六、五〇〇、〇〇〇

即ち一九三一—三二年度軍事豫算を一九二六—二七年度のものに比するに、二倍強の増加であつて、蘇聯邦が、財政困難の裡に在つても、如何に軍備に力を用ゐるかを窺はる。

本軍事豫算には陸、海軍省費、特別軍隊費等を含んで居るが、軍需工業費は含んでゐない。尙蘇聯邦に於ては、軍事費の一部例へば兵營の建築、射撃場の設備等は、地方豫算の負擔をなしているが故に、此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るであらう。尙又國防飛行化學協會ナショナル・デフンシブ・ケミカル・ソサエティよりの獻納、「シエフ」(「シエフ」は保護者の意味であつて、共產黨、職業同盟、地方行政機關、各種組合、工場等が亦軍某々隊の「シエフ」になつて一部の給與等を擔任してゐる。)の各軍隊に對する援助等に要する經費は、固より本豫算以外のものである。

第三節 北 米 合 衆 國

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを對比すれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九二八—二九年度	約 四、二五八、七九四、〇〇〇 ^弗	約 三一〇、九〇三、〇〇〇 ^弗
一九二九—三〇年度	約 四、四一七、三七〇、〇〇〇	約 三二九、三六七、〇〇〇
一九三〇—三一年度	約 四、五九〇、九一五、〇〇〇	約 三四〇、八〇〇、〇〇〇
一九三一—三二年度	約 四、六六七、八四五、〇〇〇	約 三四四、九四三、〇〇〇
一九三二—三三年度	約 四、七九八、〇〇〇、〇〇〇	約 三九六、〇七八、〇〇〇

一九三三	三三年度	約 四、二一八、〇〇〇、〇〇〇	約 二七八、六〇七、〇〇〇
------	------	-----------------	---------------

米國陸軍豫算中には巴奈馬地帶費、癩兵院費、一般土木費を含みあるも、本表に於ては之を除外し、純陸軍費と認むべきもの、みを計上した。尙護國軍の爲各州の負擔する經費は約千五百萬弗である。

第四節 英國

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを對比すれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九二七—二八年度	約 八三四、八三〇、〇〇〇 ^磅	約 四一、五六五、〇〇〇 ^磅
一九二八—二九年度	約 八二二、〇〇〇、〇〇〇	約 四一、〇五〇、〇〇〇
一九二九—三〇年度	約 八二二、五八四、〇〇〇	約 四〇、五四五、〇〇〇
一九三〇—三一年度	約 七八九、四〇〇、〇〇〇	約 四〇、五〇〇、〇〇〇
一九三一—三二年度	約 八〇三、五〇〇、〇〇〇	約 三九、九三〇、〇〇〇
一九三二—三三年度	約 八四八、一〇二、〇〇〇	約 三六、四八八、〇〇〇

右陸軍豫算中には、空軍費を含まざるを以て、一九三一—三二年度陸軍豫算に空軍費一千八百十萬磅を合するときは、約五千八百三萬磅に達し、一九一四年度(世界大戰前)陸、空軍豫算約二千八百萬磅に對照すれば、二倍強の増加となる。

第五節 佛 國

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを對比すれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九二七—二八年度	約 三九、五四〇、〇〇〇 ^法	約 五、〇七四、〇〇〇 ^法
一九二八—二九年度	約 四二、四四五、〇〇〇	約 六、〇三〇、〇〇〇
一九二九—三〇年度	約 四五、二六六、〇〇〇	約 六、三五五、〇〇〇
一九三〇—三一年度	約 四九、八三〇、〇〇〇	約 七、五四九、〇〇〇
一九三一—三二年度	約 五〇、一四五、〇〇〇	約 七、八六〇、〇〇〇
一九三二—三三年度	約 五四、七六六、八九七、六六六	約 五、二〇五、四五一、〇〇〇

一九二八年、佛軍に於ては航空省の獨立を見たるを以て、一九二九—三〇年度に於ては、右表陸軍豫算中に、假りに空軍費の二分の一を、一九三〇—三一年度に於ては、陸軍關係の空軍費約十二億七千萬法を、又一九三一—三三年には前年度と同比率の陸軍關係空軍費約十三億七千萬法を假りに加へてゐる。次に一九三二—三三年度豫算は四月一日より十二月末迄の九月份を基礎として一年分に換算したものであり、空軍費を含んでゐない。

尙佛國豫算を觀察するに方りては、豫算總額の内に約二百二十四億法の尠大なる國債費の存在せるを忘れてはならない。従つて陸軍豫算(空軍陸上部隊費を含む)の豫算總額に對する比率の多少を以て、直に他國の夫れを比較するは正當でない、他の諸國に雖、無論國債費はあるが、其額に至つては格段の差であつて、佛國の如きは實に國費の約半額を之に充當して居る。尙佛國は一九三〇—三一年度より三箇年の繼續事業として、國境要塞費約三十億法を支出して居る。

第六節 獨 國

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを對比すれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九二七—二八年度	約 九、三一五、八〇八、〇〇〇 _麻	約 四八四、四一〇、〇〇〇 _麻
一九二八—二九年度	約 九、七〇五、九二六、〇〇〇	約 四九二、九六〇、〇〇〇
一九二九—三〇年度	約 一〇、〇九七、一四八、〇〇〇	約 四八八、五〇〇、〇〇〇
一九三〇—三一年度	約 一二、〇七九、一〇〇、〇〇〇	約 五一一、二〇〇、〇〇〇
一九三一—三二年度	約 一〇、六五四、〇〇〇、〇〇〇	約 四九二、二六九、〇〇〇
一九三二—三三年度	約 八、二二〇、〇〇〇、〇〇〇	約 四八六、〇九〇、〇〇〇

獨國警察隊は其數十五萬に達し、軍隊に準ずるものと認められてゐるが、其經費が詳でないから本表から除外した。

第七節 伊 國

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを對比すれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九二七—二八年度	約二〇、一六四、〇〇〇、〇〇〇 ^利	約二、七七〇、〇〇〇、〇〇〇 ^利
一九二八—二九年度	約二〇、一六四、〇〇〇、〇〇〇	約二、六五五、〇〇〇、〇〇〇
一九二九—三〇年度	約一九、四四六、〇〇〇、〇〇〇	約二、七一六、〇〇〇、〇〇〇
一九三〇—三一年度	約一九、五八五、〇〇〇、〇〇〇	約三、一七七、〇〇〇、〇〇〇
一九三一—三二年度	約二〇、四六四、一九七、〇〇〇	約二、九八九、五一五、〇〇〇

伊國陸軍豫算を我が國のものに比較するには、特に左の點に注意を要する。

- 1、空軍省豫算は別に計上しありて、一九三一—三二年度に在りては、約七億五千萬二百利である。
- 2、憲兵の行政、司法及警察執行費は、内務省豫算に計上してある。
- 3、植民地陸軍の費用は、植民地省豫算に計上してある。
- 4、護國義勇軍、税關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大藏省豫算に計上してある。

年 度	陸 軍 豫 算	海 軍 豫 算	空 軍 豫 算	陸 軍 總 額
一九二七—二八年度	約二、七七〇、〇〇〇、〇〇〇 ^利	約一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	約一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	約五、五七〇、〇〇〇、〇〇〇 ^利
一九二八—二九年度	約二、六五五、〇〇〇、〇〇〇	約一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	約一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	約五、四五五、〇〇〇、〇〇〇
一九二九—三〇年度	約二、七一六、〇〇〇、〇〇〇	約一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	約一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	約五、五一六、〇〇〇、〇〇〇
一九三〇—三一年度	約三、一七七、〇〇〇、〇〇〇	約一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	約一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	約五、九七七、〇〇〇、〇〇〇
一九三一—三二年度	約二、九八九、五一五、〇〇〇	約一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	約一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	約五、七八九、五一五、〇〇〇

列國陸軍軍備一覽

昭和八年一月調

分	平時兵力		種別	兵力	團隊數	兵役制度	摘要
	内	外					
日本	約二十三萬	約二十三萬	正規軍及民兵軍	約二十三萬	十七師團	徵兵制度にして在營年限左の如くである。一般兵約二年(戰車兵を除く)にして青年訓練了者は六箇月以内之を短縮するこゝを重兵特務兵を約二箇月、看護兵、磨工、補助看護兵、二箇月	約二十三萬は一年を通じて在營人員最も多き場合に於ける兵力である。尙本數字には幹部候補生及短期現役兵を含んでゐない。
蘇聯	約百三十萬	約百三十萬	正規軍、民兵軍、基幹部	約四十七萬	步兵 正規二十九師團、民兵四十六師團、騎兵 正規十師團	徵兵制度にして在營年限左の如くである。正規軍、民兵軍、基幹部、國家保安部隊は二年(國家保安部隊、海軍、警備隊に服務する者は三乃至四年)歩、砲兵は八箇月、騎兵は十一箇月	一、兵卒は正規軍、民兵軍共入營前に於て、二箇月を通じて二箇月の軍事教育を受ける。 二、本表の外空軍陸上部隊約二萬三千を有してゐる。
聯邦	約二百萬	約二百萬	中央政府及各軍閥に屬し正規軍を認めべきもの	約二百萬	五百五十師團、騎兵五十四旅團、騎兵十旅團	備兵制度にして在營年限は一定しない。	本表の外多數の土匪團ありて軍隊ミ略、同様の實力を有し、軍隊に改編せらるゝこと屢であるが、其兵力は固より算定するを得ない。
中華民國	約三十二萬	約三十二萬	正規軍	約二十九萬八千	步兵 九師團、騎兵 三師團	志願兵制度にして三年在營(契約)に依り一年の者もあるも少數	一、正規軍中步兵各約一師團は比律賓、布哇及巴奈馬に駐屯してゐる。 二、護國軍法定數は一九二三年臨時最小限二十五萬に規定せられ、一九二六年迄に其實現を期したが未完成である。 三、別に編成豫備軍約十二萬四千を有してゐる。
英國	約三十四萬	約三十四萬	正規軍	約十三萬九千九百	英本國 步兵七十聯隊、砲兵百二十七中隊、在印度 步兵四十五大隊、騎兵六十五中隊、海外(印度及自治領を除く) 砲兵二十二中隊、步兵二十二大隊	志願兵制度にして在營年限は七年在營は最小限七年在營	本表の外空軍約三萬二千(別に印度に約二千)及海外自治領及植民地に左記兵力(土民軍等を含む)を有してゐる。 加奈陀 約十二萬九千 濠洲 約二萬九千 印度 約十六萬八千 新西蘭 約一萬八千 南阿 約一千 愛蘭 約六千 計 約三十五萬一千
地方軍	約三十八萬八千	約三十八萬八千	地方軍	約十三萬六千	騎兵 二旅團、防空 三旅團	至十五箇月の野練を受ける	本表の外左の部隊がある。

約百三十萬 (戰前)	民代部軍	約六十萬	步兵 正規二十九師團 民兵四十六師團	正規軍、民兵軍 基幹部、國家保 安部軍隊及護 送軍隊は二年 （國家保安部軍 隊中國境、海岸 警備隊に勤務す る者は三乃至四 年）、民兵軍交 代は八箇月、騎 兵は十一箇月	共入營前に於て、二箇年 を通じ二箇月の軍事教育 を受ける。 二、本表の外空軍陸上部隊 約二萬三千を有してゐる。
	特別軍隊 國家保安部軍 隊 護送軍隊	約十五萬	正規十師團 民兵三師團 獨立旅團八	（國家保安部軍 隊中國境、海岸 警備隊に勤務す る者は三乃至四 年）、民兵軍交 代は八箇月、騎 兵は十一箇月	
約二百萬	中央政府及各軍閥 に屬し正規軍と認 むべきもの	約二百萬	百五十師團 騎兵五十四旅團 騎兵十旅團	備兵制度にして 在營年限は一定 しない。	本表の外多數の土匪團あり て軍隊と略、同様の實力を 有し、軍隊に改編せらるゝ こと屢であるが、其兵力は 固より算定するを得ない。
約三十二萬 (戰前)	正規軍	法定數 約二十九萬八千 現在數 約十三萬三千	步兵 九師團 騎兵 三師團	志願兵制度にし て三年在營（契 約あり一年の 者もあるも少數） に依り一年の 志願兵制度にし て服役期間は一 年及三年の二種 がある、毎百 四十四時間以上 の營内教育及十 五日間の野營を 行つてゐる。	一、正規軍中歩兵各約一師 團は比律賓、布哇及巴奈 馬に駐屯してゐる。 二、護國軍法定數は一九二 三年臨時最小限二十五萬 と規定せられ、一九二六 年迄に其實現を期したが 未完成である。 三、別に編成豫備軍約十二 萬四千を有してゐる。
約三十四萬 (戰前)	正規軍	十三萬九千九百 外に在印度約 六萬一千	英本國 步兵七十師團 砲兵十二中隊 在印度 步兵四十五大隊 騎兵五中隊 砲兵六十五中隊 海外（印度及自治 領を除く） 步兵二十二中隊 騎兵二十二中隊 砲兵二十二中隊	志願兵制度にし て歩兵に在りて は最小限七年在 營	本表の外空軍約三萬二千 （別に印度に約二千）及海外 自治領及植民地に左記兵力 （土民軍等を含む）を有して ゐる。 加奈陀 約十二萬九千 濠洲 約二萬九千 印度 約十六萬八千 新西蘭 約一萬八千 南阿 約一千 愛蘭 約六千 計 約三十五萬一千
約五十五萬 (戰前)	在本地國軍	約三十四萬二千	步兵二十師團 騎兵五師團 外に控置兵團約六 師團及騎兵、砲兵 の總豫備部隊並植 民地軍隊	徵兵制度にして 在營年限一年 （外に長期志願 兵約十萬六千）	本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊 空軍三師團、獨立一旅團 （人員約三萬） 二、北亞弗利加に不正規補 助兵約一萬四千 三、憲兵及遊動憲兵約四萬
約八十四萬 (戰前)	在海外軍	約二十一萬	民地軍隊	徵兵制度及志願 兵制度	獨逸警察隊は編制、裝備、 訓練の程度正規軍に準じ、 特に裝備に於ては小銃は勿 論機關銃、迫撃砲、裝甲自 動車等を有し、國際聯盟に 於ては之を軍隊に準じて取 扱てゐる。
約二十五萬 (戰前)	正規軍	約十萬	步兵 七師團 騎兵 三師團	志願兵制度にし て十二年に營 類繁に更新して ゐる。	
約三十五萬 (戰前)	警察隊	約十五萬			
約三十五萬 (戰前)	本國軍	約三十萬 内憲兵約五萬	步兵三十師團 「アルプス」旅團 騎兵三旅團 外に砲兵部隊若干	徵兵制度にして 在營年限一年半	本表の外空軍約二萬四千を 有し、又義勇軍兵力左の如 くである。 稅關兵團 約二萬六千 警察隊 約一萬五千 護國義勇軍 約三萬二千 但非常勤務部隊約三 十六萬を含む
約五萬	植民地軍	約五萬			

一、平時兵力中戰前兵力は一九一四年前後のものを示す。

軍事論一覽

昭和八年二月一日

第一編	緒言	第一章 戦争の概観	第二章 戦争の目的	第三章 戦争の手段	第四章 戦争の準備	第五章 戦争の進行	第六章 戦争の終結
第二編	陸軍	第三章 陸軍の組織	第四章 陸軍の訓練	第五章 陸軍の装備	第六章 陸軍の作戦	第七章 陸軍の補給	第八章 陸軍の衛生
第三編	海軍	第三章 海軍の組織	第四章 海軍の訓練	第五章 海軍の装備	第六章 海軍の作戦	第七章 海軍の補給	第八章 海軍の衛生
第四編	空軍	第三章 空軍の組織	第四章 空軍の訓練	第五章 空軍の装備	第六章 空軍の作戦	第七章 空軍の補給	第八章 空軍の衛生
第五編	特殊部隊	第三章 特殊部隊の組織	第四章 特殊部隊の訓練	第五章 特殊部隊の装備	第六章 特殊部隊の作戦	第七章 特殊部隊の補給	第八章 特殊部隊の衛生

第六編	軍用航空	第三章 軍用航空の組織	第四章 軍用航空の訓練	第五章 軍用航空の装備	第六章 軍用航空の作戦	第七章 軍用航空の補給	第八章 軍用航空の衛生
第七編	軍用船舶	第三章 軍用船舶の組織	第四章 軍用船舶の訓練	第五章 軍用船舶の装備	第六章 軍用船舶の作戦	第七章 軍用船舶の補給	第八章 軍用船舶の衛生
第八編	軍用兵器	第三章 軍用兵器の組織	第四章 軍用兵器の訓練	第五章 軍用兵器の装備	第六章 軍用兵器の作戦	第七章 軍用兵器の補給	第八章 軍用兵器の衛生
第九編	軍用施設	第三章 軍用施設の組織	第四章 軍用施設の訓練	第五章 軍用施設の装備	第六章 軍用施設の作戦	第七章 軍用施設の補給	第八章 軍用施設の衛生
第十編	軍用通信	第三章 軍用通信の組織	第四章 軍用通信の訓練	第五章 軍用通信の装備	第六章 軍用通信の作戦	第七章 軍用通信の補給	第八章 軍用通信の衛生

國

段を盡して歐洲交戦諸國に航空の精粹を吸収することに努め、嘗て世界周航飛行に成功したる外、大西洋は勿論太平洋の横斷飛行にも成功する等、世界航空記録中其大多數は米國の手に保持しある現狀である。

飛行船中隊 二
氣球中隊 二
右の外護國軍に偵察飛行中隊一

弗萬 (度年四)

英 國

世界大戰の末期列強に率先して陸、海軍所屬の航空を統一し、空軍省を設置したるは周知の處にして、以て航空の整備、充實に對する抱負の一端を知ることが出来る。

戰後常備空軍部隊を國防上の必要限度に止め、戰時に於ける擴張を準備する爲民間航空の發達を奨励するに共に、豫備員の養成並器材の整備に力を傾注するの方針を樹立し來つたが、佛國が依然大なる空中勢力を擁しある現狀に刺戟せられ、國民一般に國防の危機に覺醒して一九二三年空軍の大擴張を可決し、前勞働黨内閣すら之を放棄せざるのみか、却て益々其實行に力を注ぎ、今や空軍勢力八十九中隊の整備を目標として擴張中である。

機百五千約 (のもの屬所省軍空)

補助	特別豫備	八八中隊		
		海	海	國
		上	外	内
		海外一〇	國內一〇	一九
		八中隊	五中隊	

磅萬十四百七千一約

佛 國

戰後財政頗る窮乏せるに拘らず、東隣諸邦特に獨逸に對し空中防禦の安全を確保し、併て對英政策の後援として依然大なる空軍を整備し、銳意其進歩發達に努力してゐる。而して英、伊、兩國の獨立空軍制に倣ひ航空省獨立の必要を高唱し、幾多研究、論議の後遂に一九二八年十月航空省を設け空軍は獨立したが、陸海軍航空は從來の如く陸海軍の要求に依り專屬的に之を協同する如く定められてゐる。又一九三一年末タルヂュー内閣の時、一旦陸海空の三軍を統一する國防省成立したが、幾何もなく復三軍に分れた。

機千三約 (ノモノ屬所省空航)

人	員	一五六中隊				
		偵察	戰闘	爆擊	海軍用	氣球中隊
		七一	三〇	三二	二二	一八
				本國約三萬一千	本國以外八千二百	

費軍空 法萬千二億八十約

獨 國

獨逸は峻嚴なる講和條約に依り軍事航空を禁止せられある爲、銳意民用航空の發達に努力し、新式航空機の研究、民用航空の組織等に關し畫策するに共に、國內は勿論中歐、蘇聯邦並北歐の外、更に遠く極東並兩米地方に向ひ航空路の開拓に努力してゐる。而して獨逸が其周隣諸國に有力なる航空工場を保持し、竊に自國航空工業發展の爲其勢力を扶植しあるは注目を要する所である。殊に飛行船の發達、進歩は遂に一九二九年世界週航の成功を齎した。

算豫空航用民 (度年二三一一三九一) 麻萬百三千四約

伊 國

現首相「ムツソリーニ」政權を得るや、平素の抱負に基き空軍の大擴張を行はんと欲し、自ら航空高等委員會議長となり、一九二三年四月擴張案を議決し、軍事航空長官及軍事外航空長官を共に航空高等委員會の隷下に屬し、次で一九二五年空軍を獨立せしめ、一九三〇年迄

機百五千約 (の屬所省軍空)

現在數(一九三〇年末)

偵察	戰闘	爆擊	機種不明	練習	氣球
三六	二八	三一	一四	一四	二

二千五億七約 (三一一三九一)

國 大擴張を可決し、前勞働黨内閣すら之を放棄せざるのみか、却て益、其實行に力を注ぎ、今や空軍勢力八十九中隊の整備を目標として擴張中である。

佛 國 戦後財政頗る窮乏せるに拘らず、東隣諸邦特に獨逸に對し空中防禦の安全を確保し、併て對英政策の後援として依然尠大な空軍を整備し、銳意其進歩發達に努力してゐる。而して英、伊、兩國の獨立空軍制に倣ひ航空省獨立の必要を高唱し、幾多研究、論議の後遂に一九二八年十月航空省を設け空軍は獨立したが、陸海軍航空は従來の如く陸海軍の要求に依り專屬的に之を協同する如く定められてゐる。又一九三一年末タルヂュー内閣の時、一旦陸海空の三軍を統一する國防省成立したが、幾何もなく復三軍に分れた。

機千三約
(ノモノ屬所省空航)

偵察	七
戰鬥	三〇
爆撃	三二
海軍用	二二
氣球中隊	一八
本國約	三萬一千
本國以外	八千二百

費軍空
法萬千二億八十約

獨 國 獨逸は峻嚴なる講和條約に依り軍事航空を禁止せられある爲、銳意民用航空の發達に努力し、新式航空機の研究、民用航空の組織等に關し畫策する。と共に、國內は勿論中歐、蘇聯邦並北歐の外、更に遠く極東並兩米地方に向ひ航空路の開拓に努力してゐる。而して獨逸が其周隣諸國に有力なる航空工場を保持し、竊に自國航空工業發展の爲其勢力を扶植しあるは注目を要する所である。殊に飛行船の發達、進歩は遂に一九二九年世界週航の成功を齎した。

算豫空航用民
(度年二三一一三九一)
麻萬百三千四約

伊 國 現首相「ムツソリーニ」政權を得るや、平素の抱負に基き空軍の大擴張を行はんと欲し、自ら航空高等季員會議議長となり、一九二三年四月擴張案を議決し、軍事航空長官及軍事外航空長官を共に航空高等委員會の隸下に屬し、次で一九二五年空軍を獨立せしめ、一九三〇年迄に飛行一八二中隊、氣球八中隊、飛行船六中隊を包含すべき擴張計畫を立案し、其實行に著手したが、最近更に新空軍編制を下記の如く改正した。

機百五千約
(のもの屬所省軍空)

偵察	三六
戰鬥	二八
爆撃	三一
機種不明	一四
練習	一四
氣球	二中隊
新空軍編制	
主力軍	四二大隊
陸軍協同隊	一五大隊
海軍協同隊	四聯隊
植民地は別に定む	

現在數(一九三〇年末)

利萬百二千五億七約
(度年二三一一三九一)

備 考 一、波蘭は世界大戰後の新興國であるが、化學戰に由緒深き蘇聯邦と獨逸との間に介在、其研究、教育も亦眞摯にして、特に國民一般に對する瓦斯防護教育に於て見るべきも、

イ 軍部の施設
陸軍省兵器局内化學戰課—軍用化學研究所—
化學戰學校
瓦斯教導中隊

ロ 民間施設
航空化學戰防護協會
會員約四十萬、國民瓦斯防護教育用車輛(鐵道用)約一〇輛及同自動車數十輛、每

各旅團の編制は平時でなく戦時により異なる。射撃隊、中隊、連隊、師団、旅団、空軍、海軍、陸軍の各部隊は平時と戦時とで異なる。空軍は平時と戦時とで異なる。海軍は平時と戦時とで異なる。陸軍は平時と戦時とで異なる。

装甲自動車
約二〇〇輛

してゐる。

する化學戰委員會がある。
三、化學戰學校
隊附將校、下士に對し瓦斯防護法を教育する。

偵察 七
戰闘 三〇
爆撃 三二
海軍用 二二
氣球中隊 一八
本國約三萬一千
本國以外八千二百

空軍費
約八十億二千萬元

四聯隊(三二一中隊)三三三
砲數 不詳

輕戰車聯隊(六中隊)一〇
獨立戰車大隊(重、三)
植民地軍に約三中隊
右戰車數
約 一、五〇〇輛
其他豫備戰車多數
装甲自動車中隊
一九 三一 小隊
車輛數 不詳

一九一五年陸軍省内に軍用化學局を創設し、之に權威ある化學者數十名より成る委員を屬し、大戦間莫大なる需要に應じつて休戦に至つた。戦後もあるべきことを確信し、陸軍省内に委員を設け、之が研究を爲してゐる。目下は該委員に廣く民間權威者を網羅する爲其待遇法に關し審議中である。而して財政の關係上空軍の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の支出をなし得ない様であるが、軍隊には普く防毒面を支給し、瓦斯戰に關する訓練法の研究亦盛である。

一、陸軍省
軍用化學局
研究部
製造部
教習所
瓦斯教導隊
二、(防護法及攻撃的用法の試験、研究及教育に任ず)
瓦斯防護材料監査部
防毒具の整備、檢査並關係將校、下士の教育に任ずる。
三、海軍は研究教育を陸軍に依托し、其防毒面は陸軍關係工場製のものを使用してゐる。

民用航空豫算
(度年二三一一三九一)
約四千三百萬元

條約に依り禁止せられ、要塞にのみ二十八門を限り許容せらる。

條約に依り編成を禁止せられてゐる。

一九一五年四月「カイザーウィルヘルム」研究所長「ハーバー」博士の提言を容れ、毒瓦斯を初めて戰場に用ひたるは著名の事實で、陸軍省内に化學部なる部局を創設し、民間の諸機關と協力し、卓越せる化學能力を遺憾なく發揮し、以て列強をして瞠若たらしめたるは、今尙世人の印象に新なる所である。目下軍隊に於ては毒瓦斯防護法に關する訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給するのみならず、軍馬、軍用犬及軍用鳩に對しても防毒具を整備してゐる。

平和條約に従ひ特に化學兵器に關する施設はないが、元來化學工業、染料工業の發達著しいから、有事の際多量の毒瓦斯を製造するこゝ容易である。
消防隊に瓦斯防護の教育を施し、時に之を秋季演習等に参加せしむる外、民間に防空協會があつて、防空演習には必ず瓦斯防護演習を行ひ、國民教育の指導に努めてゐるのは注目に値する。
又工場衛生の見地からも瓦斯防護は熱心に研究せられ、世界有數の防毒面工場がある。

陸、海、空軍の化學戰研究機關を合し陸軍省の直轄とし、之に所要の實驗並教育機關等を配屬してゐる。



(○年末)
偵察 三六
戰闘 二八
爆撃 三一
海軍用 一四
氣球中隊 一四
本國約三萬一千
本國以外八千二百

約七十億五千二百萬元
(度年二三一一三九一)

野戰高射砲聯隊 五
義勇軍に屬する陣地高射砲司令 二五
砲數 約 一四〇門

聯隊(六大隊) 一
戰車 約一二〇輛
装甲自動車 約五〇輛

大戦中化學兵器に關する施設殆どなく、主として佛軍の援助に俟つたが、將來に残されたる唯一の戦法は毒瓦斯戰なりとの議論近時漸く熾烈を加へ鋭意之が研究、施設に努力してゐる。

相深き蘇聯邦と獨逸との間に介在し、常に隣國の脅威を受けてゐるので、化學戰に關する施設は、縦ひ其規模小なりと雖、克く完備し、瓦斯防護教育に於て見るべきものがある。同國化學戰の施設概ね左の如くである。

學戰學校
約一〇輛及同自動車數十輛、毎年瓦斯防護週間を設け民衆教育の普及徹底に努めてゐる。

謝 辭 賀 詞 謝 詞

高橋 貞吉	東京市麹町區飯田町二丁目五十二番地
山田 隆	東京市麹町區飯田町二丁目五十二番地
...	...

昭和八年二月二十一日印刷
昭和八年二月二十四日發行

(帝國及列強の陸軍史付)

編輯者

東京市麹町區飯田町二丁目五十二番地
樋山光四郎

發行所

財団法人 偕行社
編輯部

印刷者

東京市麹町區半町四番地
小林又七

印刷所

東京市麹町區半町四番地
小林又七印刷所

國譯人 卷二 頁三十日 登

部 譯 八 卷 二 頁 二十 正 日 前

明 羅 池

東京市豊島区南千住四丁目

明 羅 香

東京市豊島区南千住四丁目

羅 行 浪

東京市豊島区南千住四丁目

羅 行 浪

東京市豊島区南千住四丁目

東京市豊島区南千住四丁目

